

平成28年度
島根県人権問題県民意識調査
報告書

● 概 要 版 ●

島 根 県

目 次

I 調査の概要

II 調査結果の概要

- 1 人権尊重社会に対する感じ方
- 2 風習・慣習に対する意識
- 3 人権の知識・認識
- 4 女性の人権について
- 5 子どもの人権について
- 6 高齢者の人権について
- 7 障がいのある人の人権について
- 8 同和問題について
- 9 外国人の人権について
- 10 患者及び感染者等の人権について
- 11 犯罪被害者とその家族の人権について
- 12 刑を終えて出所した人の人権について
- 13 インターネットによる人権侵害について
- 14 性的少数者（同性愛、性同一性障がいなど）の人権について
- 15 ヘイトスピーチについて
- 16 研修の参加状況について
- 17 人権が尊重される社会に向けての取組みについて

この「概要版」は、島根県が平成 28 年 9 月に実施した「島根県人権問題県民意識調査」の回答について、各設問の総数を集計したものです。

地域別、性別、性・年齢別、職業別の結果等が必要な方は、「島根県人権問題県民意識調査報告書」（平成 29 年 3 月発行）をご覧ください。

I 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、県民のさまざまな人権に関する意識の現状を調査・分析し、今後の人権施策のあり方・方向性等を考える基礎資料を得ることを目的とした。

2. 調査項目

- (1) 人権尊重社会に対する感じ方
- (2) 風習・慣習に対する意識
- (3) 人権の知識・認識
- (4) 女性の人権について
- (5) 子どもの人権について
- (6) 高齢者の人権について
- (7) 障がいのある人の人権について
- (8) 同和問題について
- (9) 外国人の人権について
- (10) 患者及び感染者等の人権について
- (11) 犯罪被害者とその家族の人権について
- (12) 刑を終えて出所した人の人権について
- (13) インターネットによる人権侵害について
- (14) 性的少数者（同性愛、性同一性障がいなど）の人権について
- (15) ヘイトスピーチについて
- (16) 研修の参加状況について
- (17) 人権が尊重される社会に向けての取組みについて

3. 調査設計

- (1) 調査地域：島根県内全域
- (2) 調査対象：満18歳以上の県内在住者
- (3) 標本数：2,000人
- (4) 標本抽出法：層化無作為抽出法
- (5) 調査方法：郵送法（礼状に併せ督促1回）
- (6) 調査期間：平成28年（2016年）9月23日～10月14日
- (7) 調査委託機関：株式会社東京商工リサーチ

4. 回収結果

標本数	有効回収数（率）
2,000	1,088（54.4%）

5. 引用した他の調査の概要

本報告書では、時系列の傾向をみるために以下の4つの調査結果を引用・比較している。

ただし、今回調査と前回までの調査では、設問の内容や選択肢が異なっているものも多いため、比較できる設問、選択肢についてのみ引用・比較している。

<平成元年調査>

- ・調査名：「同和問題に関する意識調査」
- ・調査時期：平成元年6月30日～9月6日
- ・調査対象：満20歳以上の県内在住者3,000人（別途補足標本240）
- ・対象抽出方法：層化二段無作為抽出法
- ・調査方法：郵送法
- ・回収状況：有効回収標本数2,359（78.6%）

<平成11年調査>

- ・調査名：「人権問題に関する県民意識調査」
- ・調査時期：平成11年6月16日～6月30日
- ・調査対象：満20歳以上の県内在住者3,000人（別途補足標本240）
- ・対象抽出方法：層化二段無作為抽出法
- ・調査方法：郵送法（礼状に併せ督促1回）
- ・回収状況：有効回収標本数1,804（60.1%）

<平成16年調査>

- ・調査名：「人権問題に関する県民意識調査」
- ・調査時期：平成16年7月28日～8月11日
- ・調査対象：満20歳以上の県内在住者3,000人
- ・対象抽出方法：層化二段無作為抽出法
- ・調査方法：郵送法（礼状に併せ督促1回）
- ・回収状況：有効回収標本数1,643（54.8%）

<平成23年調査>

- ・調査名：「人権問題に関する県民意識調査」
- ・調査時期：平成23年9月23日～10月14日
- ・調査対象：満20歳以上の県内在住者2,000人
- ・対象抽出方法：層化二段無作為抽出法
- ・調査方法：郵送法（礼状に併せ督促1回）
- ・回収状況：有効回収標本数1,061（53.1%）

また、以下の全国調査の結果も必要に応じて引用・比較している。

<内閣府調査>

- ・調査名：「人権擁護に関する世論調査」
- ・調査時期：平成24年8月23日～9月2日
- ・調査対象：全国20歳以上の日本国籍を有する者3,000人
- ・対象抽出方法：層化二段無作為抽出法
- ・調査方法：調査員による個別面接聴取
- ・回収状況：有効回収標本数1,864（62.1%）

II 調査結果の概要

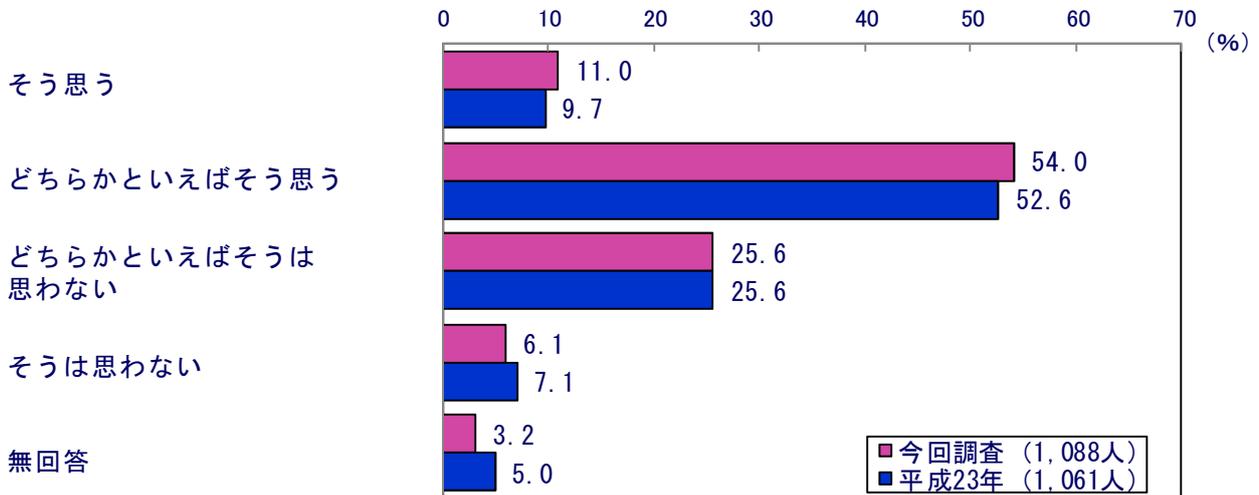
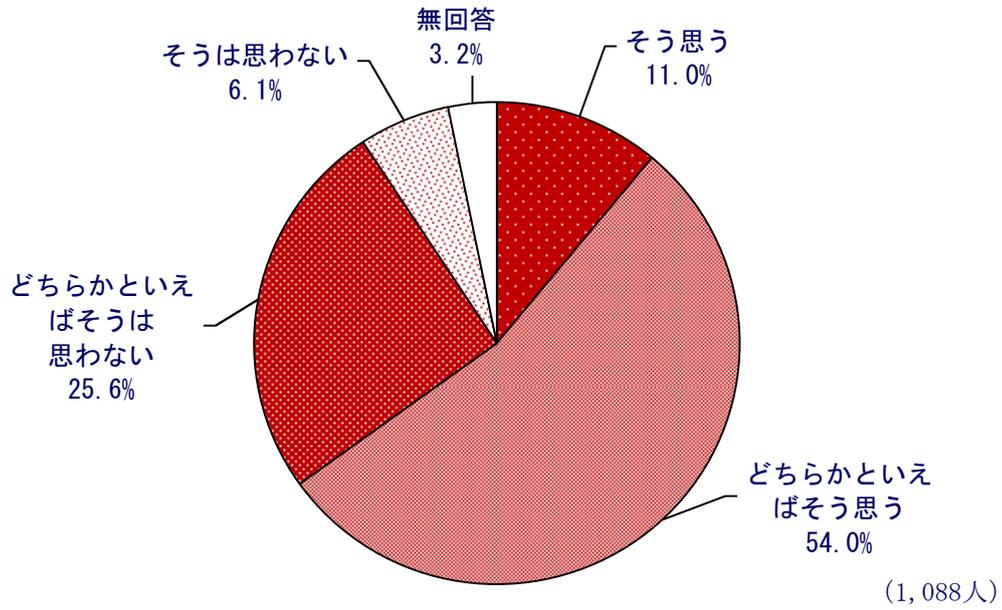
調査結果のみかた

- (1) 比率は、原則として各設問の無回答を含む集計対象総数（副設問では設問該当対象数）に対する百分比（%）を表している。1人の対象に2つ以上の回答を求める設問では百分比（%）の合計は100%を超える。
- (2) 百分比（%）は、小数点第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示した。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがある。
- (3) 経年比較・全国調査との比較については、比較する設問・選択肢の内容や選択条件（選択数など）が一致していないものもある。

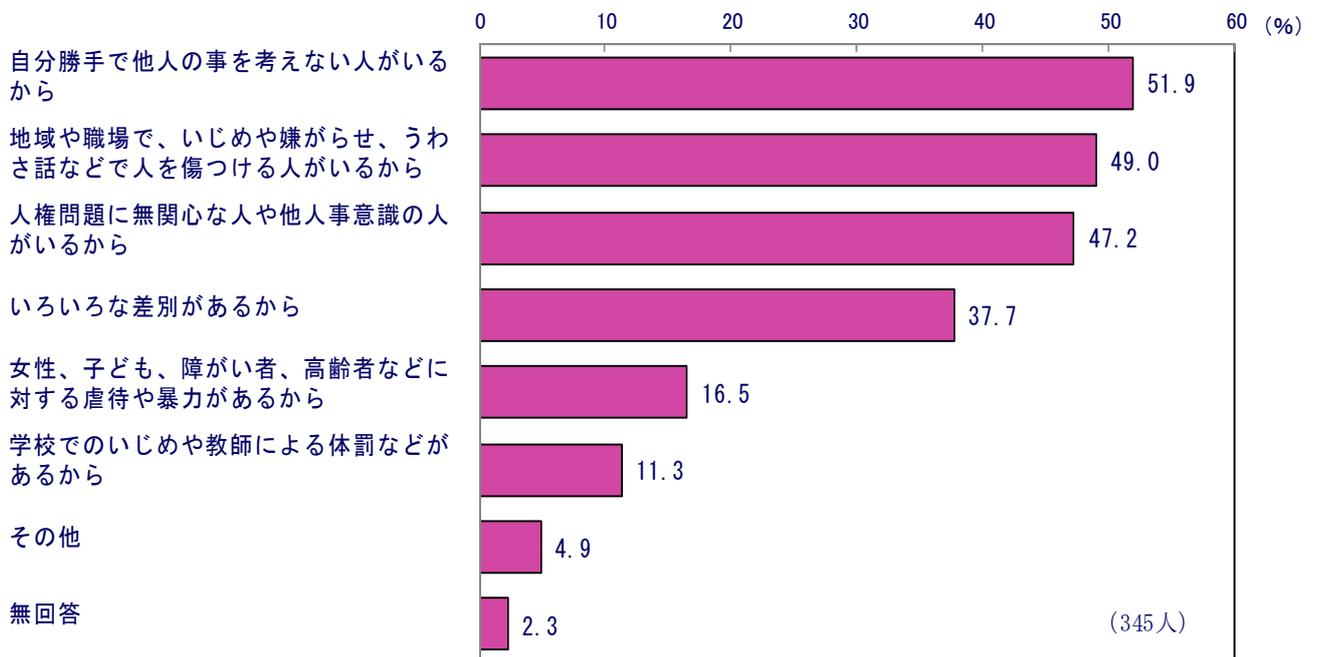
1 人権尊重社会に対する感じ方

1. 人権尊重社会に対する感じ方

問1. 今の島根県は、人権が尊重される社会になっていると思いますか。(〇は1つ)



問1の2. 問1で「どちらかといえばそうは思わない」又は「そうは思わない」を選ばれた方におたずねします。そう思われた理由は何ですか。(〇はいくつでも)



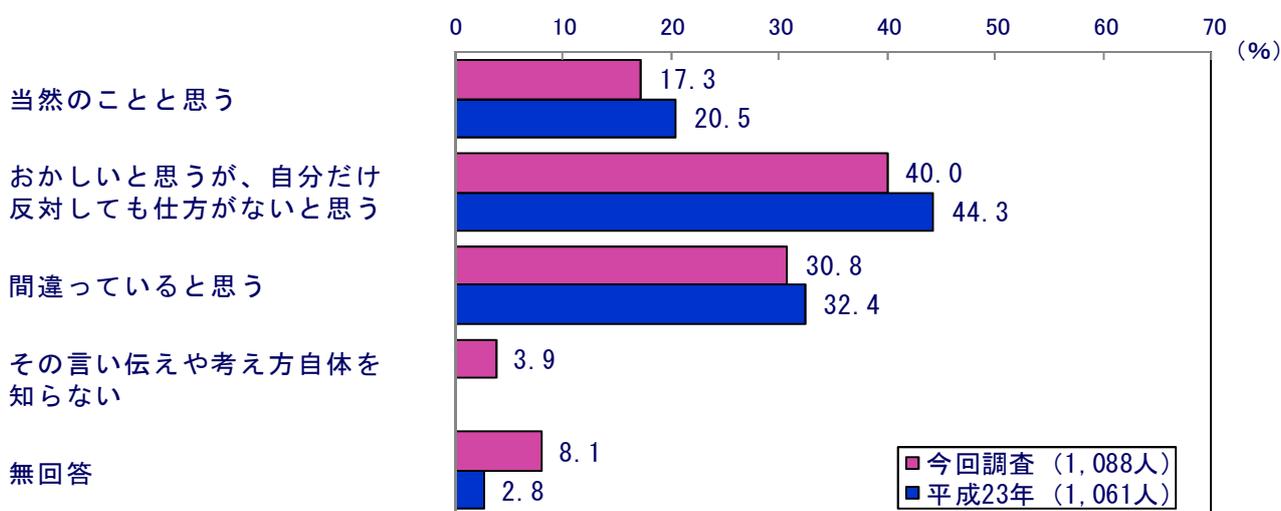
2 風習・慣習に対する意識

1. 風習・慣習に対する意識

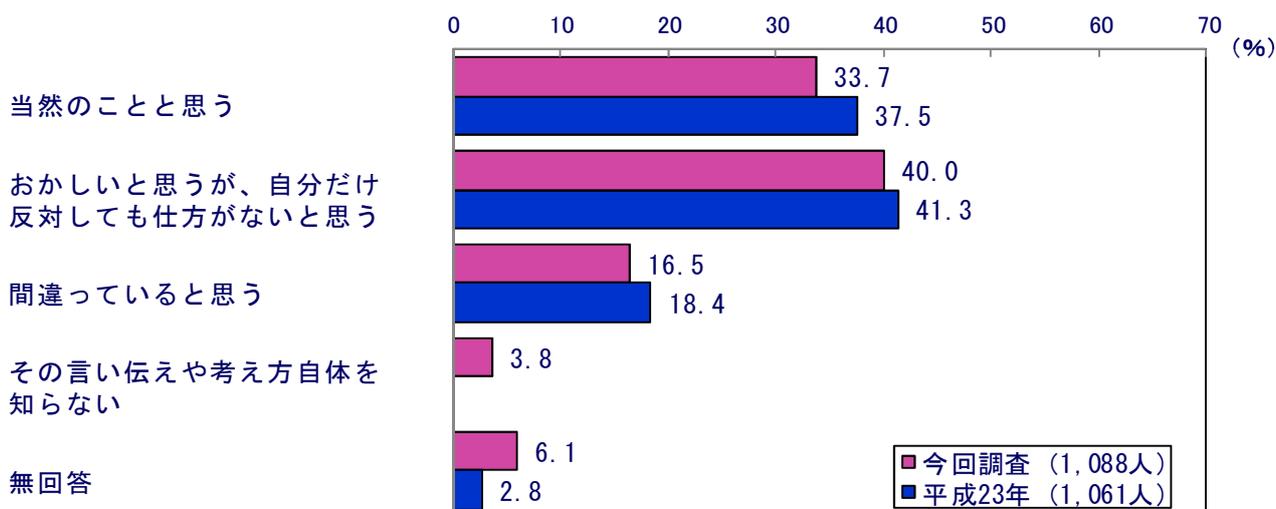
問2. 日本には古くからの言い伝えや考え方がありますが、次の(1)～(5)について、あなたはどのように思いますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

※問2については、新たに「その言い伝えや考え方自体を知らない」という選択肢を加えた。

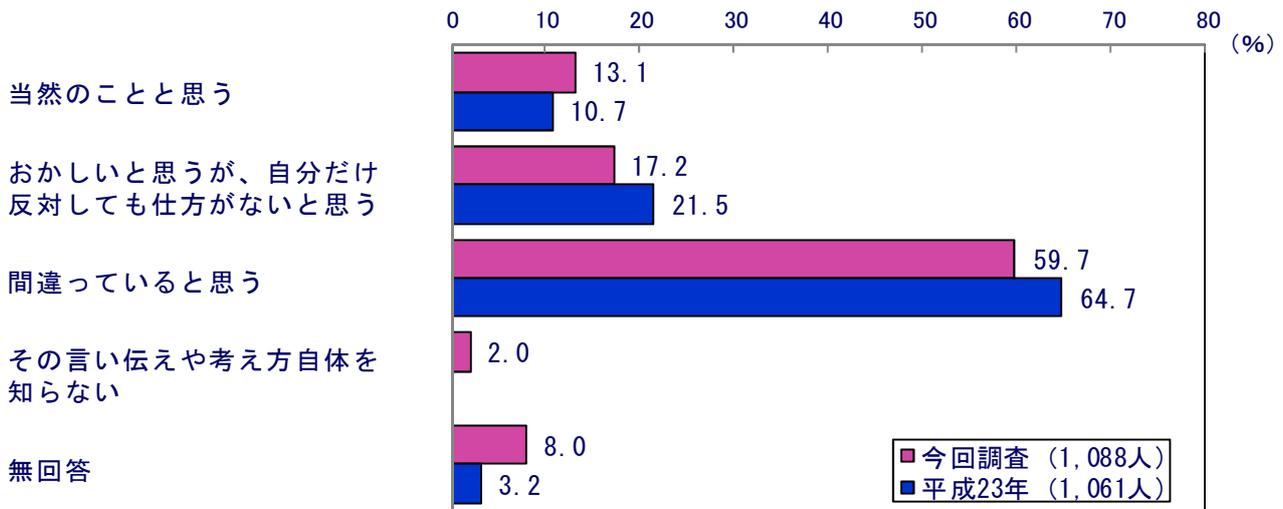
問2. (1) 結婚式は「大安」の日でないとうけないという考え方



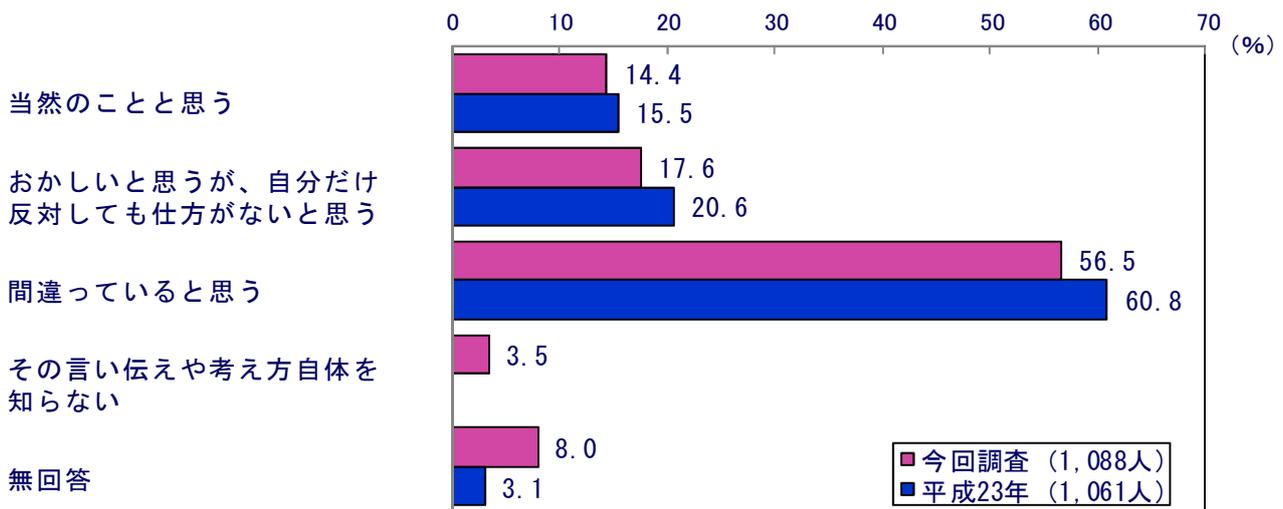
問2. (2) 葬儀は「友引」の日を避けるという考え方



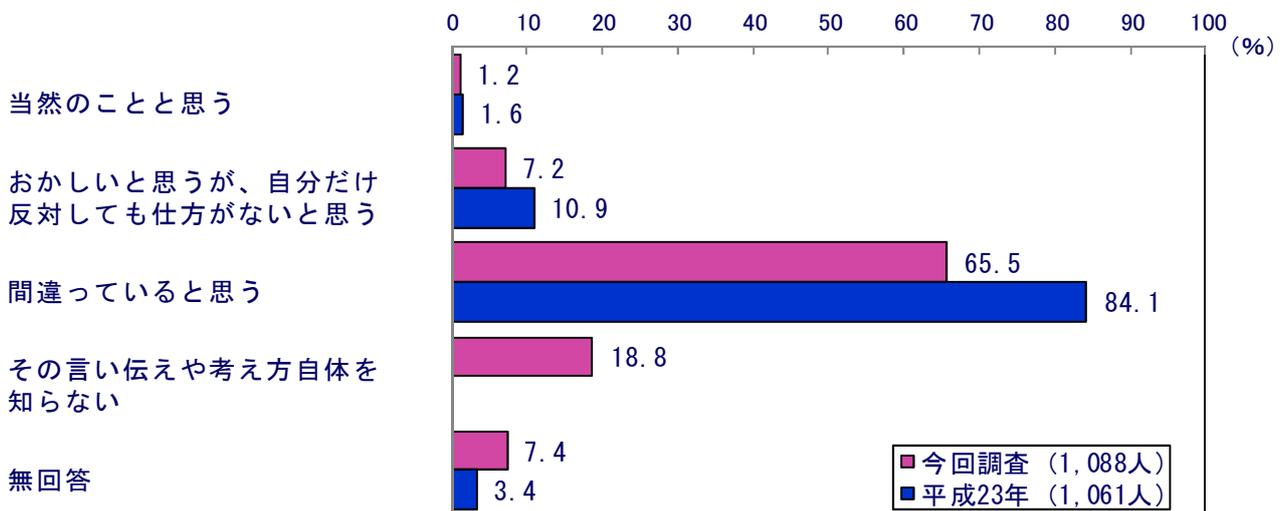
問2. (3) 結婚相手を決めるときに、家柄を気にすること



問2. (4) 結婚相手を決めるときに、相手方の身元調査をすること



問2. (5) 「ひのえうま」の生まれということで、結婚することをいやがること

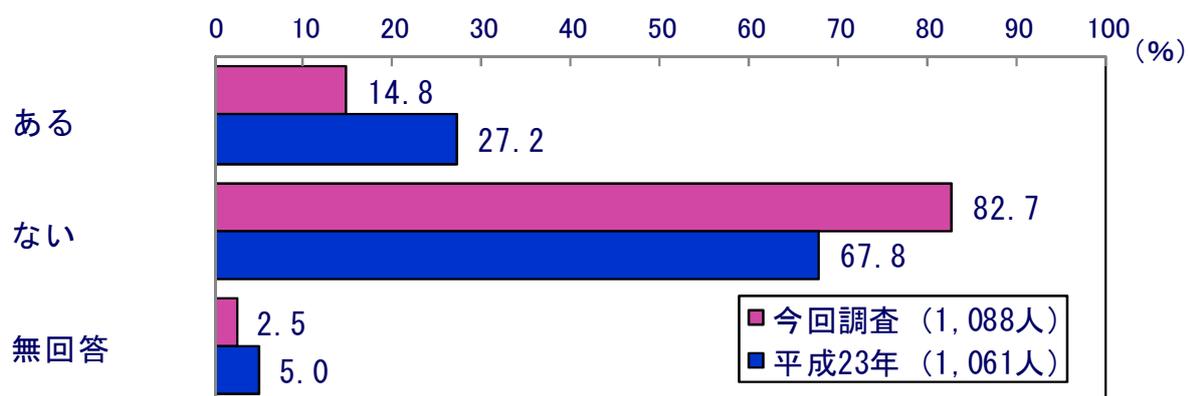
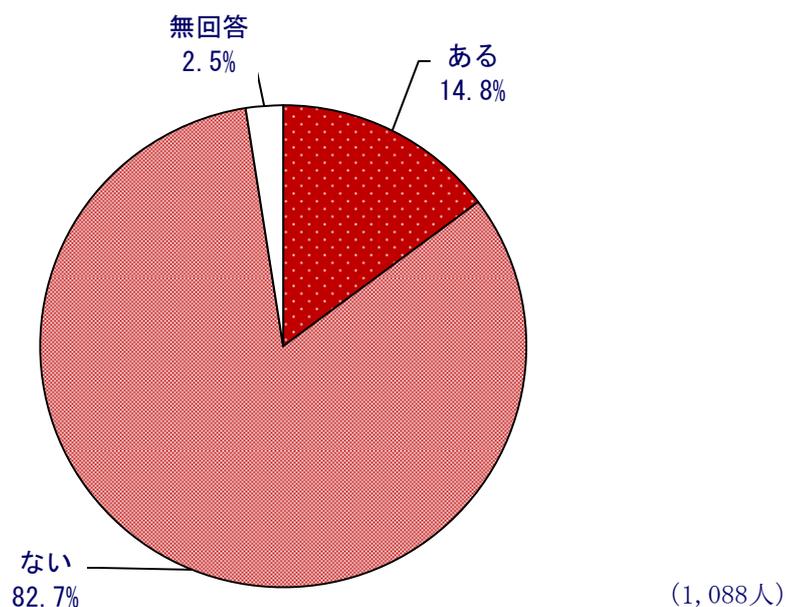


3 人権の知識・認識

1. 差別や人権侵害を受けた経験

問3. 過去5年間ぐらいの間に、日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。(〇は1つ)

※前回調査では期間は設けていなかったが、今回調査では「過去5年間ぐらいの間に」とした。

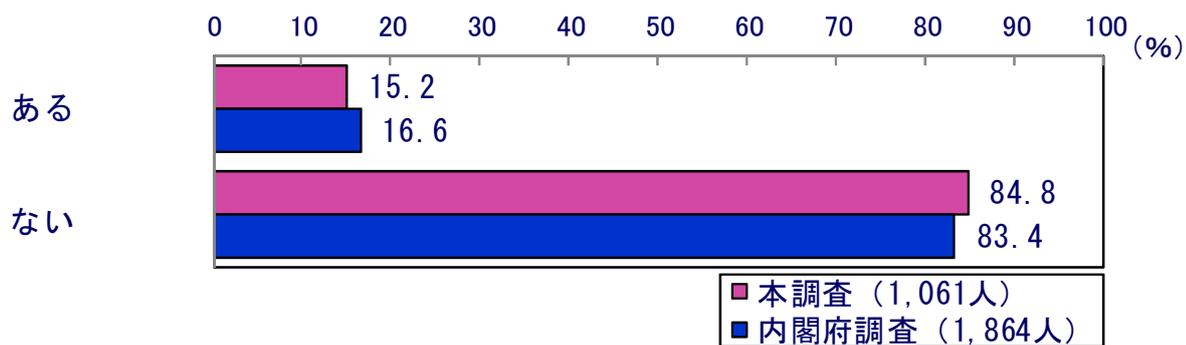


参考：全国調査との比較

内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年）

『Q 3 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思っただことがありますか、それともそういうことはありませんか。』

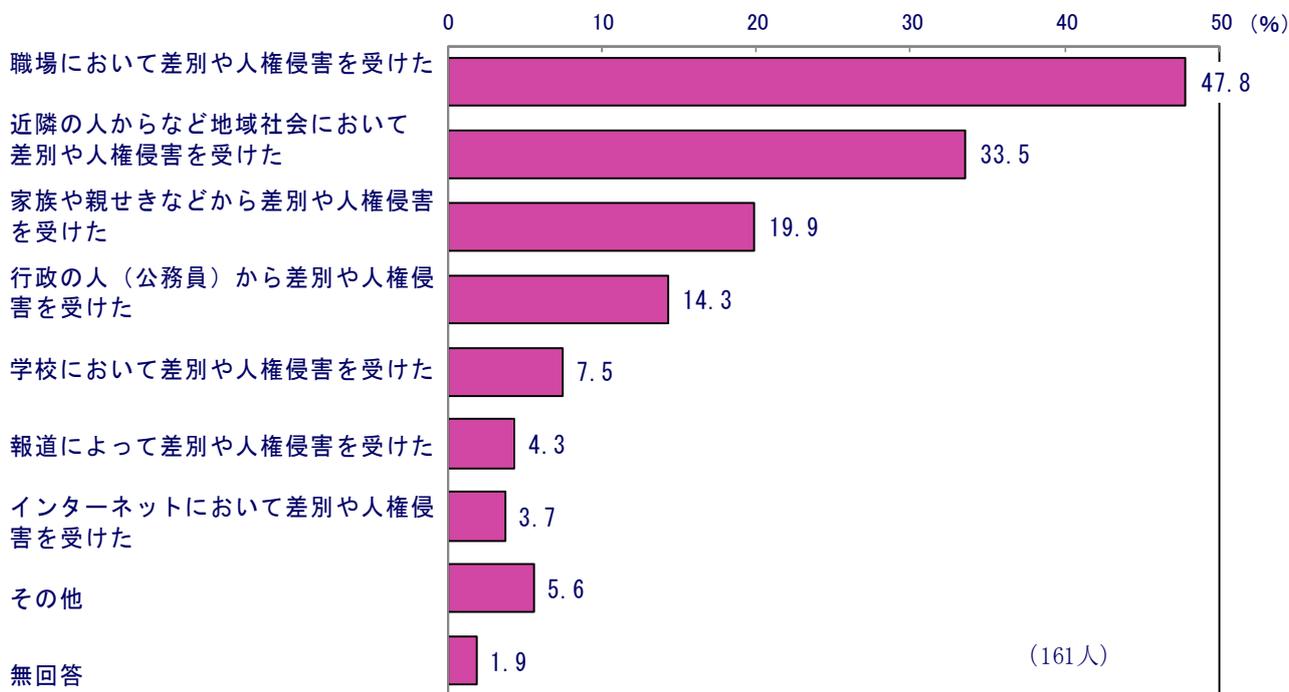
*内閣府調査結果が無回答を除く割合となっているため、本調査での結果も同様に無回答を除いた割合として比較した。



2. 差別や人権侵害を受けた相手

問4. 問3で「ある」と回答された方におたずねします。

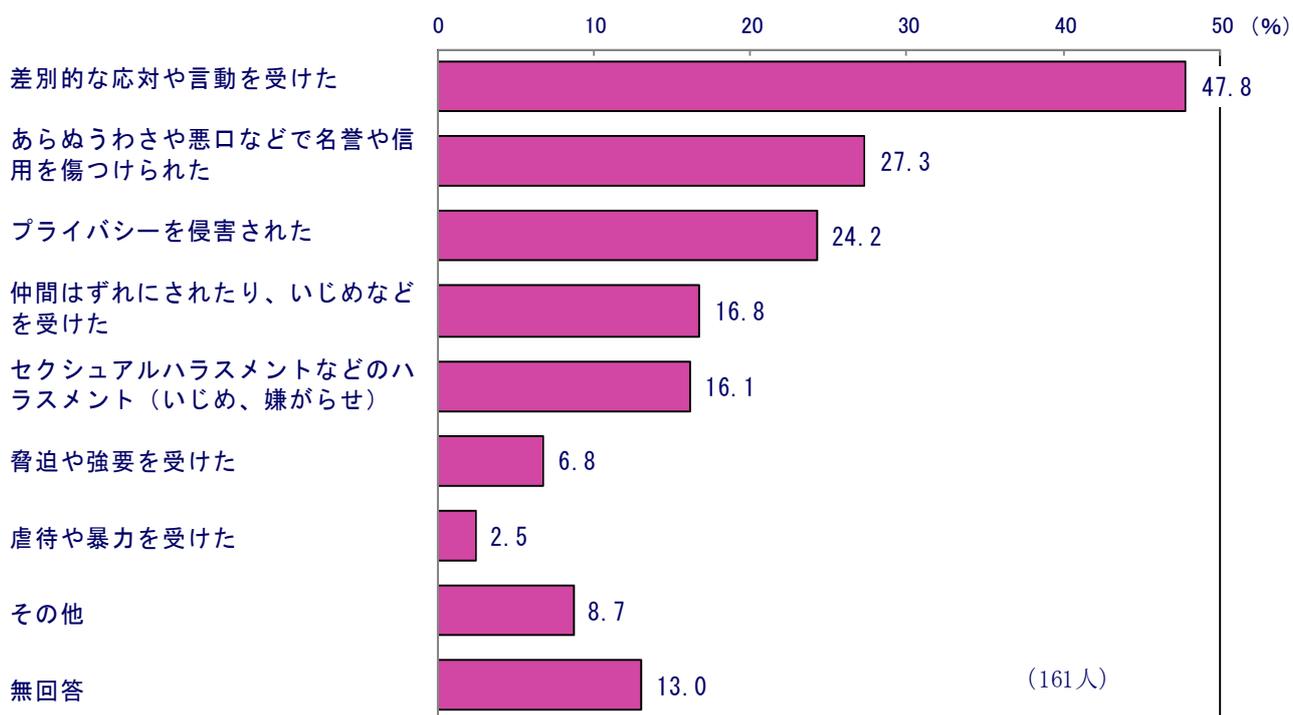
それは、誰から（どこで）受けましたか。（〇はいくつでも）



3. 受けた差別や人権侵害の内容

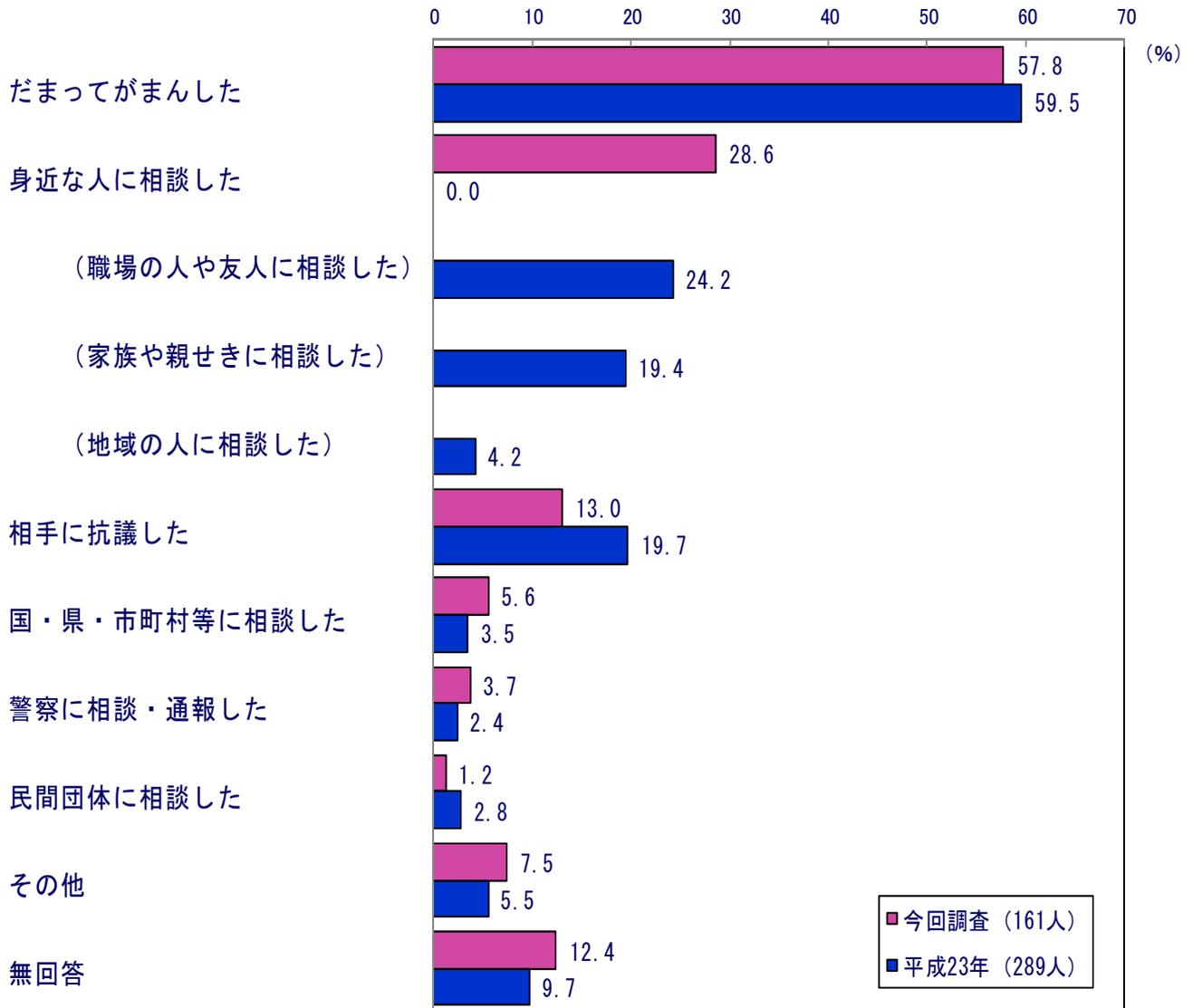
問5. 問3で「ある」と回答された方におたずねします。

それは、どのような差別や人権侵害を受けましたか。（〇はいくつでも）



4.差別や人権侵害を受けたときの対応

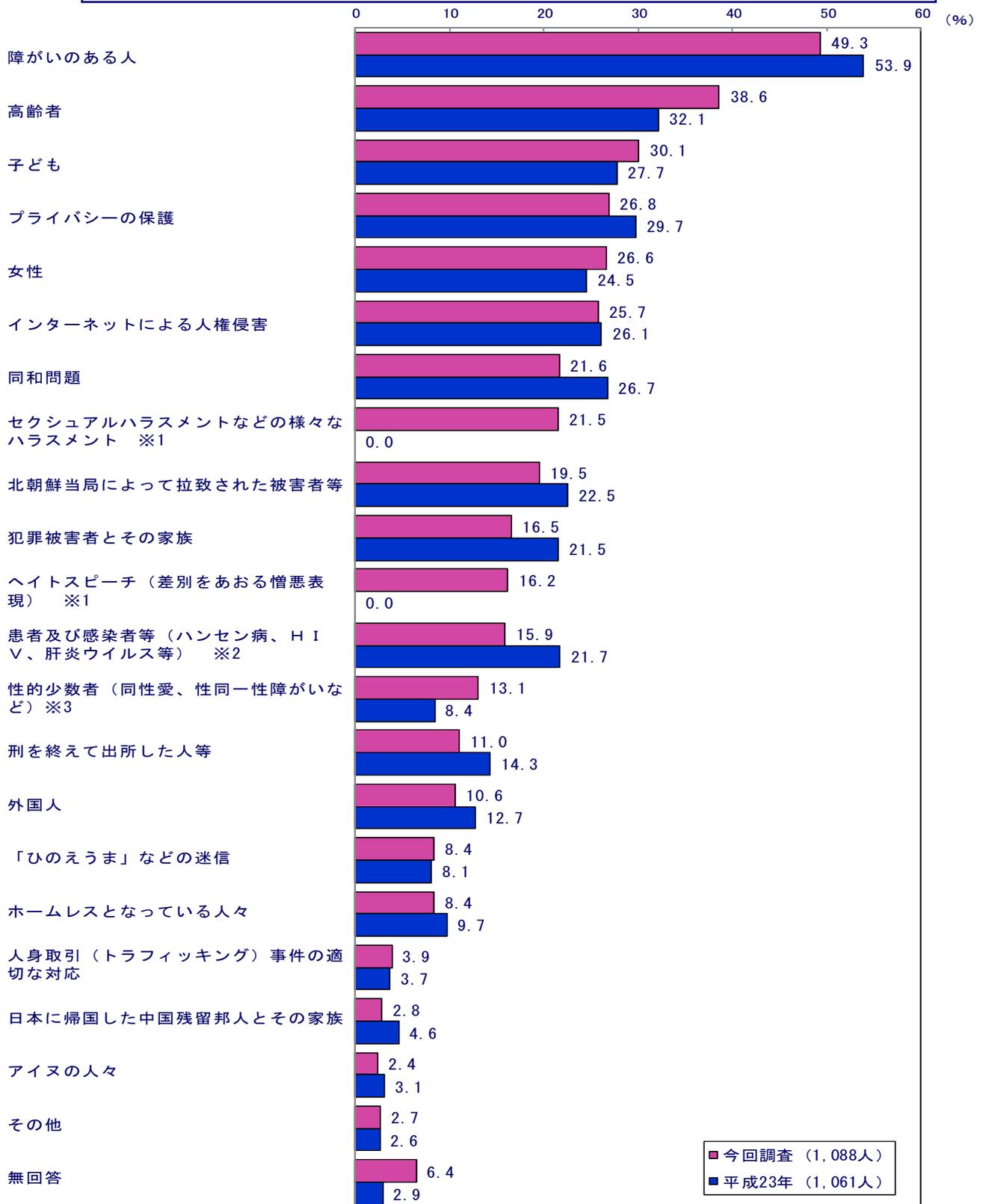
問6. 問3で「ある」と回答された方におたずねします。
そのとき、あなたはどのようにしましたか。(〇はいくつでも)



※ 平成23年の調査では、「職場の人や友人に相談した」、「家族や親せきに相談した」、「地域の人に相談した」という項目で調査したが、今回は「身近な人に相談した」と変更した。

5. 人権課題への関心

問7. あなたは、現在どんな人権課題に関心を持っていますか。(〇はいくつでも)



※1 平成 23 年の調査では、「セクシュアルハラスメントなどの様々なハラスメント」、「ヘイトスピーチ (差別をあおる憎悪表現)」という選択肢はなかったため、0%となっている。

※2 平成 23 年の調査では、「患者及び感染者等」という設問となっていた。

※3 平成 23 年の調査では、「性同一性障害者の人権」という設問となっていた。

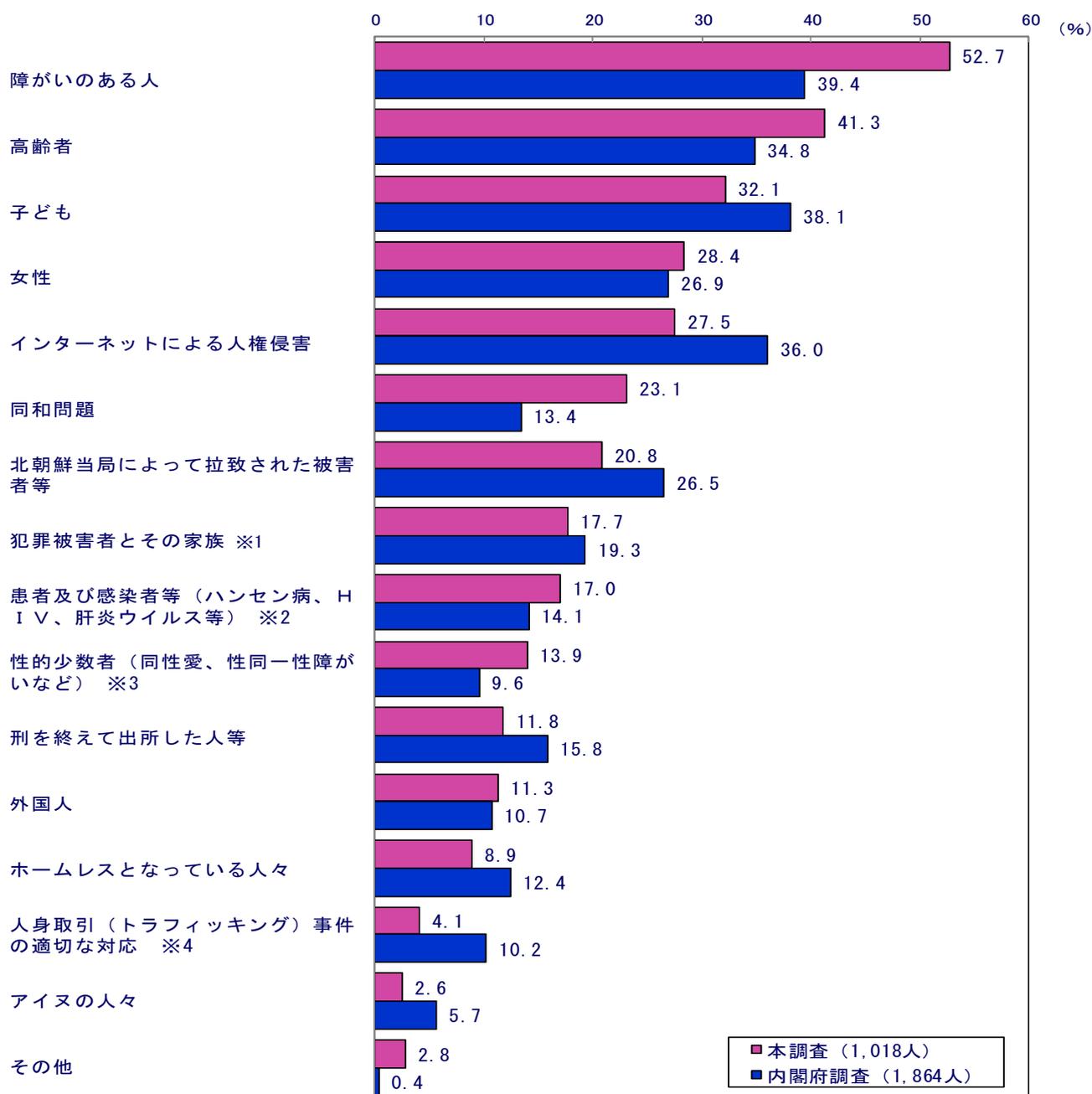
参考：全国調査との比較

内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年）

『Q 5 日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。この中からいくつでもあげてください。』

*内閣府調査結果が無回答を除く割合となっているため、本調査での結果も同様に無回答を除いた割合として比較した。

*内閣府調査と本調査で一致している項目についてのみ、記載している。



※1 内閣府調査では、「犯罪被害者等」という設問となっていた。

※2 内閣府調査では、「HIV感染者等」という設問となっていた。

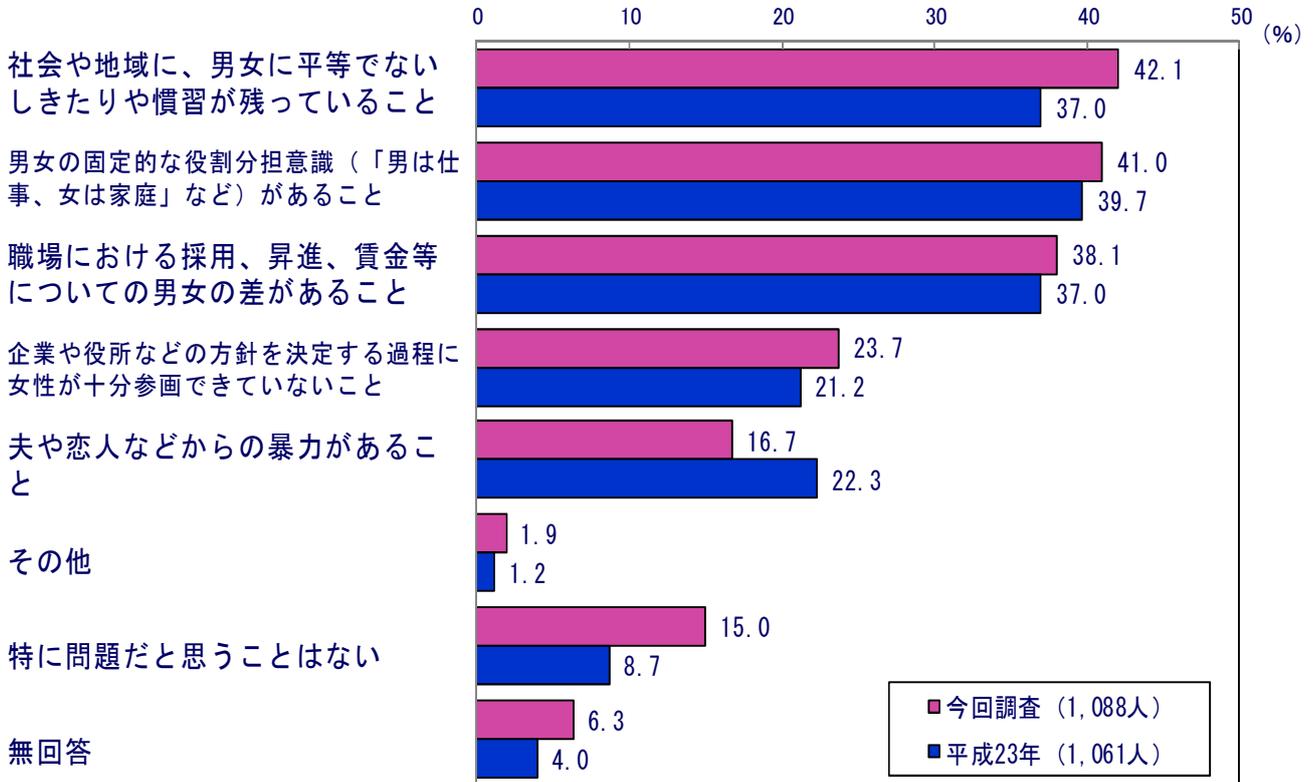
※3 内閣府調査では、「性同一性障害者（生物学的な性と性の自己意識（こころの性）が一致しない者）」という設問となっていた。

※4 内閣府調査では、「人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）」という設問となっていた。

4 女性の人権について

1. 女性に関する人権上の問題

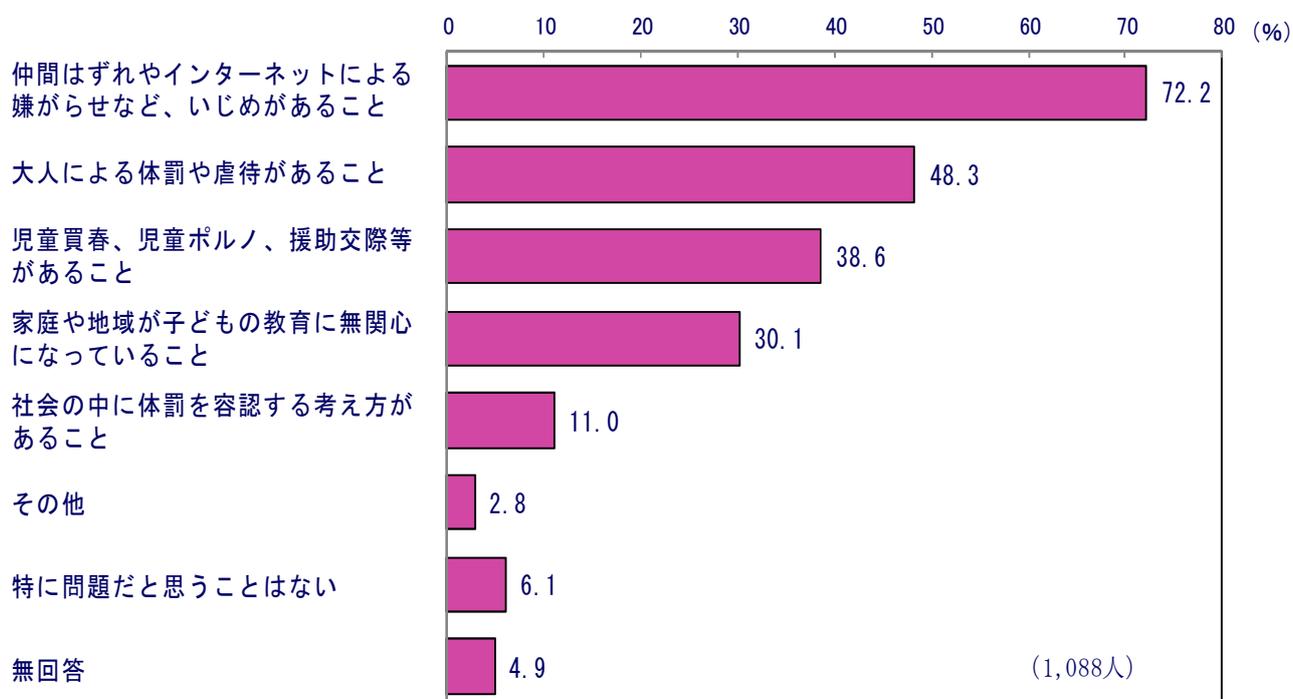
問8. 女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。
(〇はいくつでも)



5 子どもの人権について

1. 子どもに関する人権上の問題

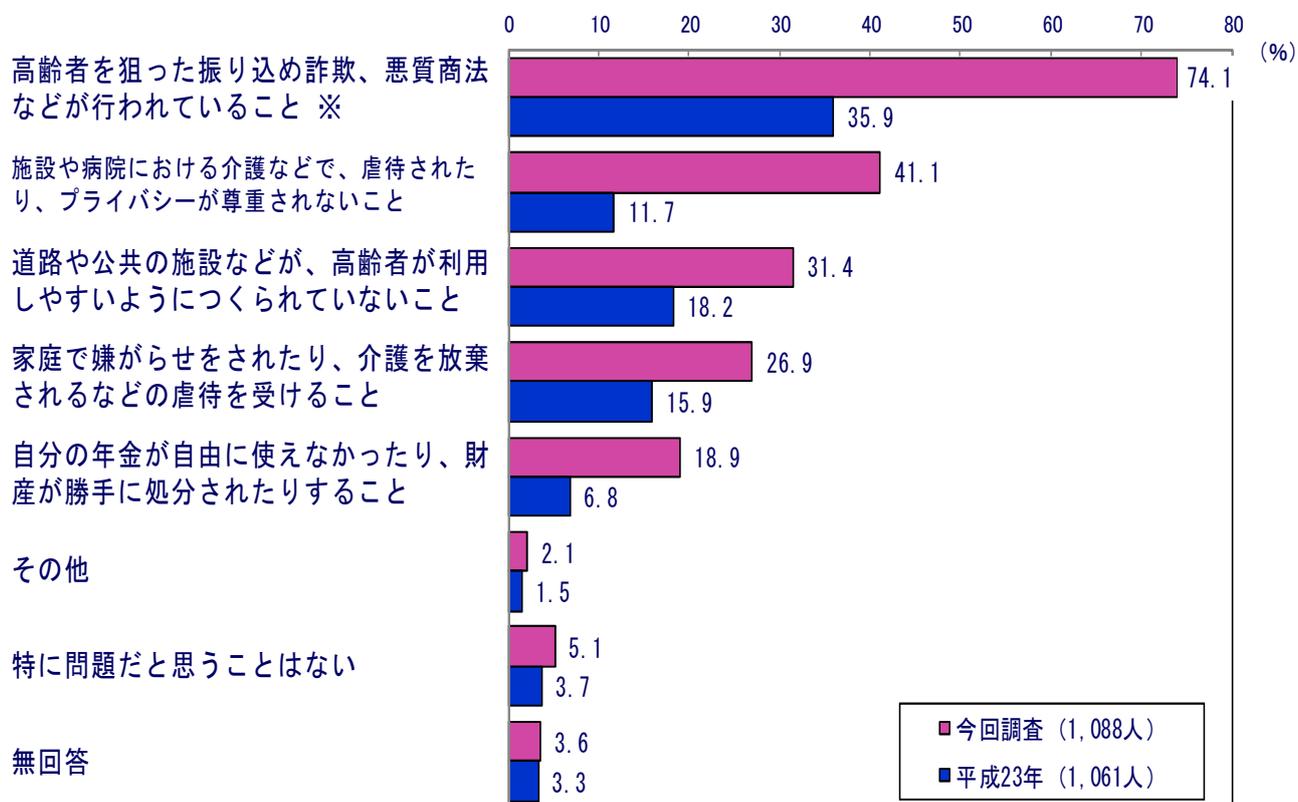
問9. 子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。
(〇はいくつでも)



6 高齢者の人権について

1. 高齢者に関する人権上の問題

問 10. 高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。
(○はいくつでも)

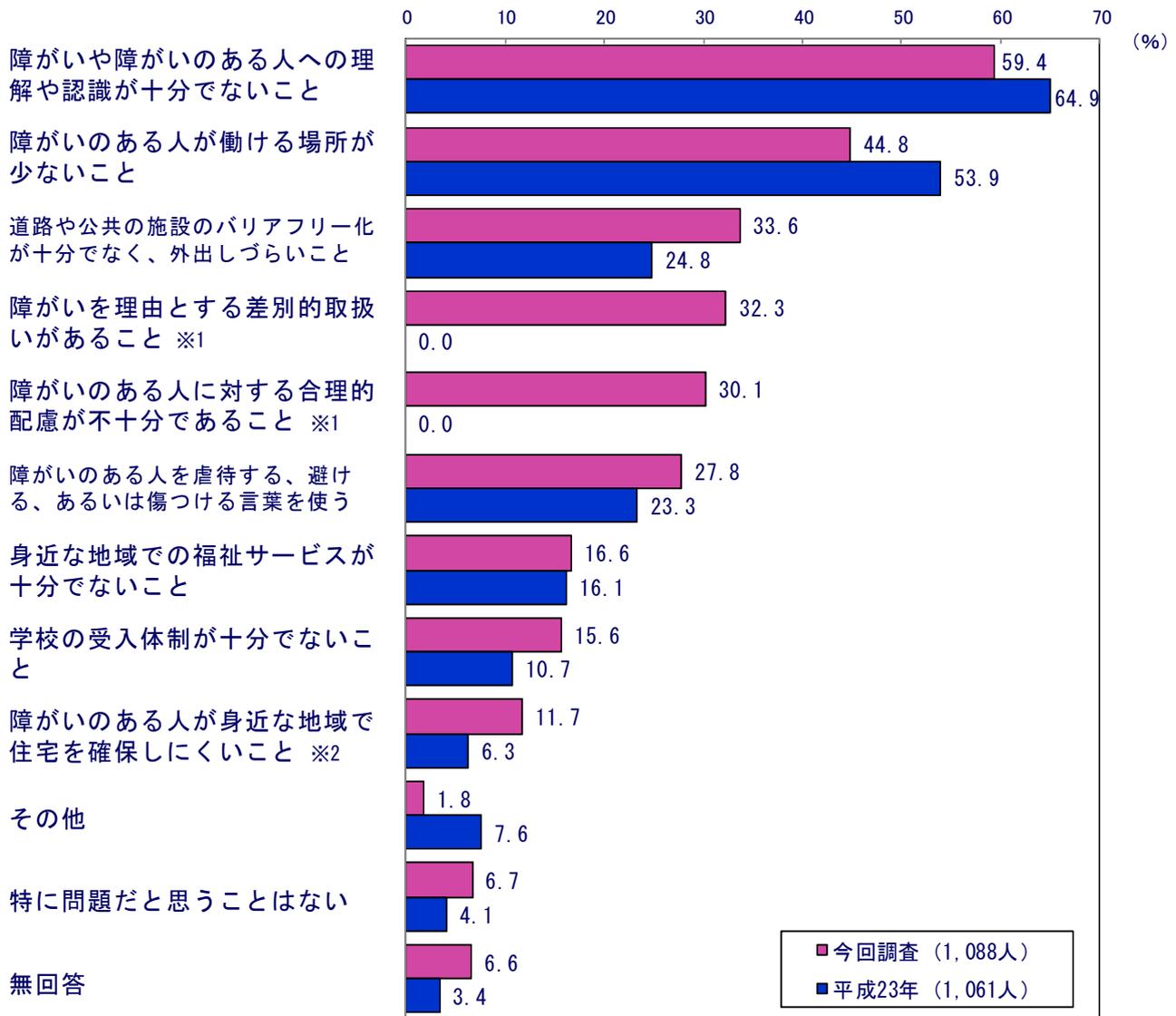


※ 平成 23 年の調査では、「悪徳商法などの被害者になりやすいこと (35.9%)」という設問となっていた。

7 障がいのある人の人権について

1. 障がいのある人に関する人権上の問題

問 11. 障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(〇はいくつでも)



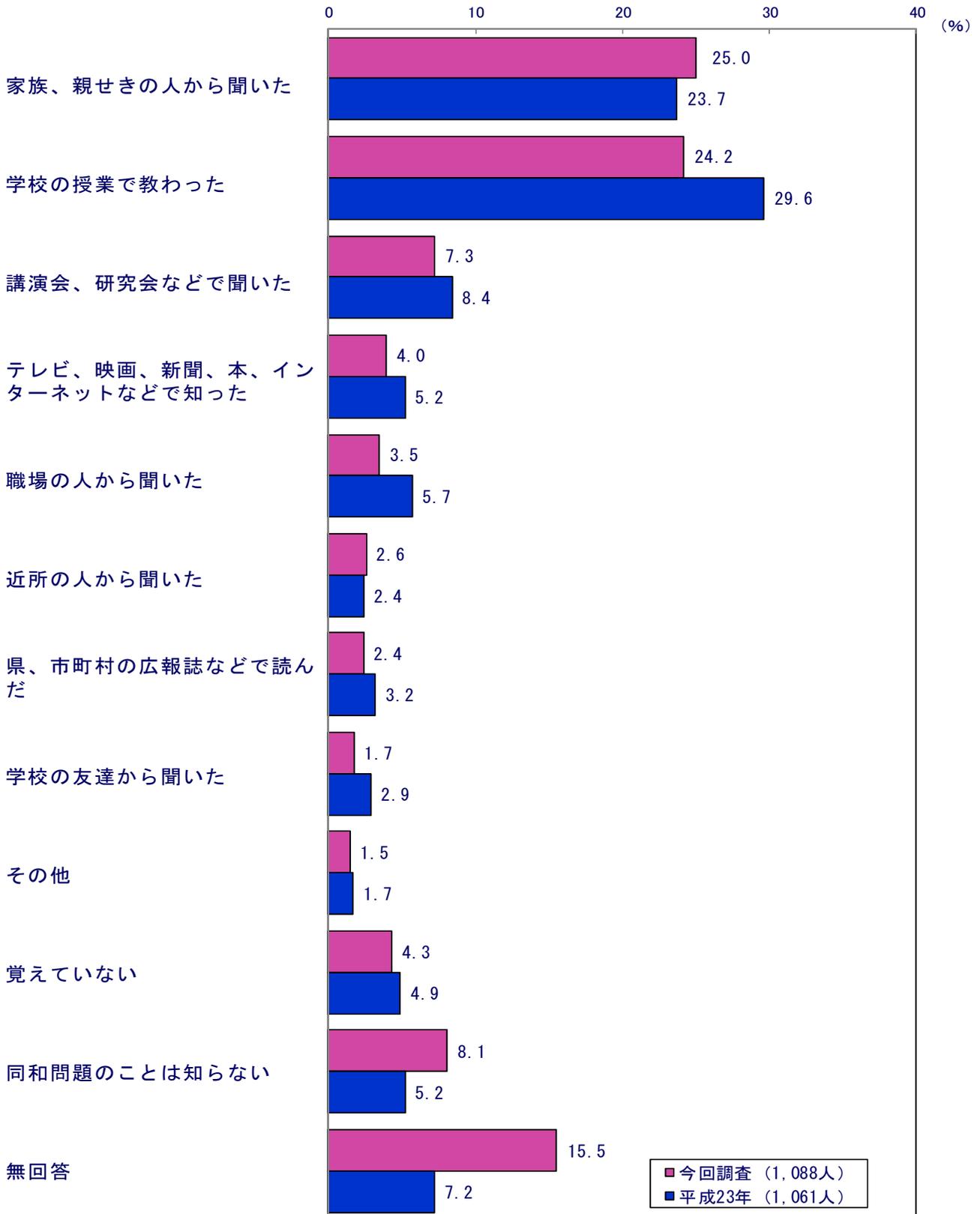
※1 平成 23 年の調査では、「障がいを理由とする差別的取扱いがあること」、「障がいのある人に対する合理的配慮が不十分であること」という選択肢はなかったため、0%となっている。

※2 平成 23 年の調査では、「身近な地域にバリアフリー化された住宅がないこと (6.3%)」という設問となっていた。

8 同和問題について

1. 同和問題の認知経路

問 12. 同和問題について初めて知ったのは、どのようなことがきっかけでしたか。
(〇は1つ)

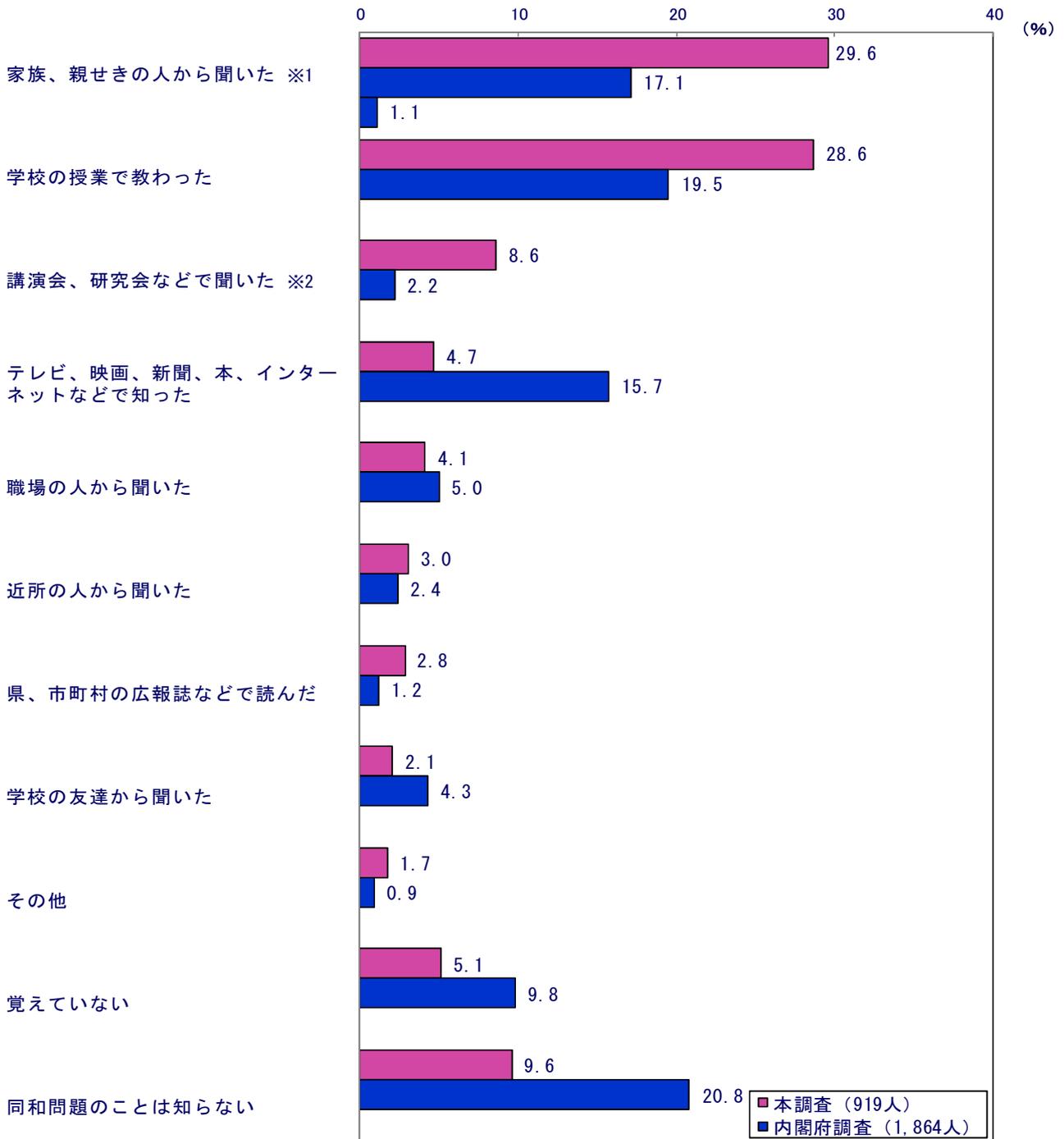


参考：全国調査との比較

内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年）

『Q10 あなたは、同和問題について、初めて知ったきっかけは、何からですか。
この中から1つお答えください。』

*内閣府調査結果が無回答を除く割合となっているため、本調査での結果も同様に無回答を除いた割合として比較した。

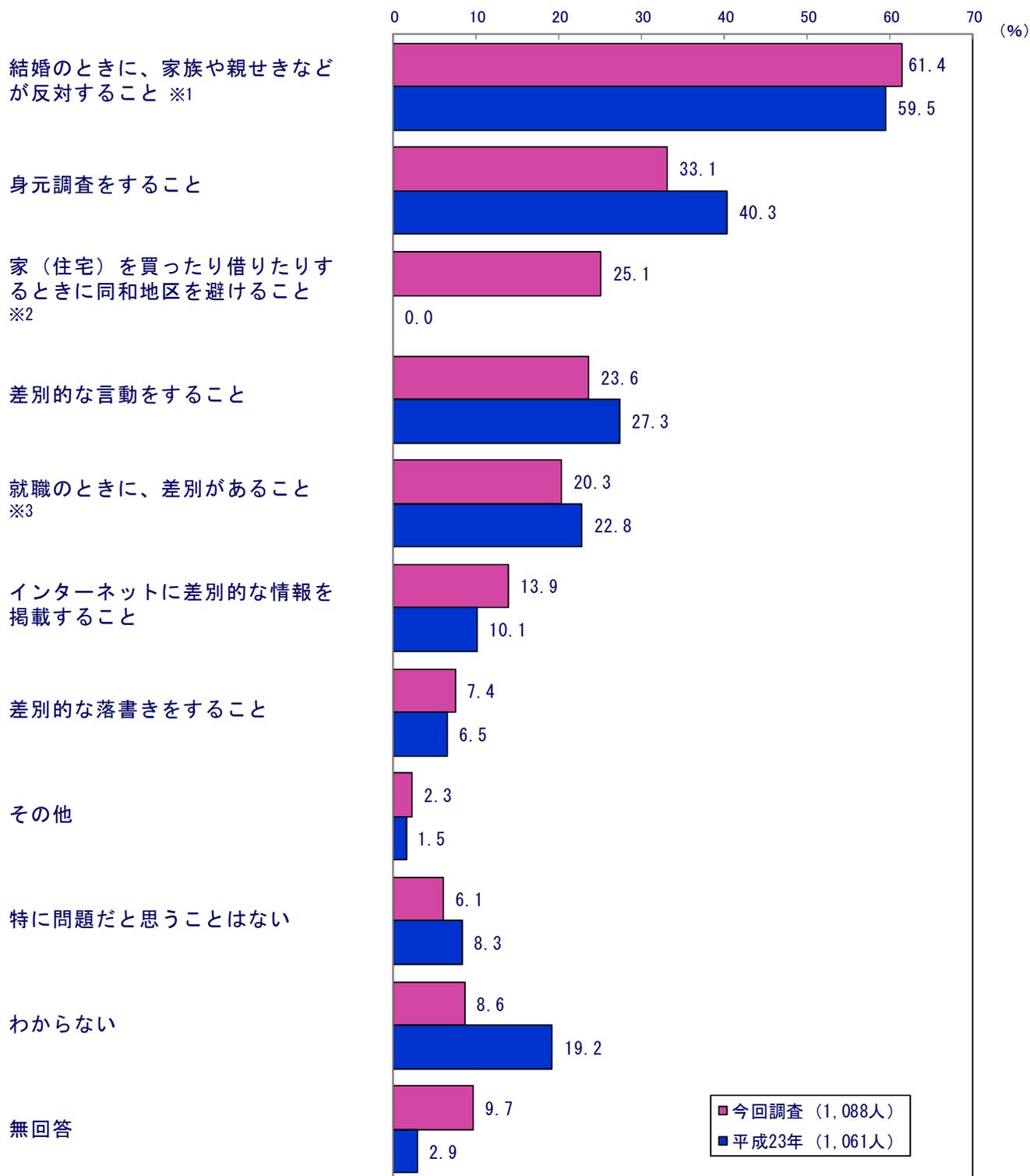


※1 内閣府調査では、「家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた（17.1%）」、「親戚の人から聞いた（1.1%）」という設問となっていた。

※2 内閣府調査では、「同和問題の集会や研修会で知った」という設問となっていた。

2. 同和問題に関する人権上の問題

問 13. 同和問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(〇はいくつでも)



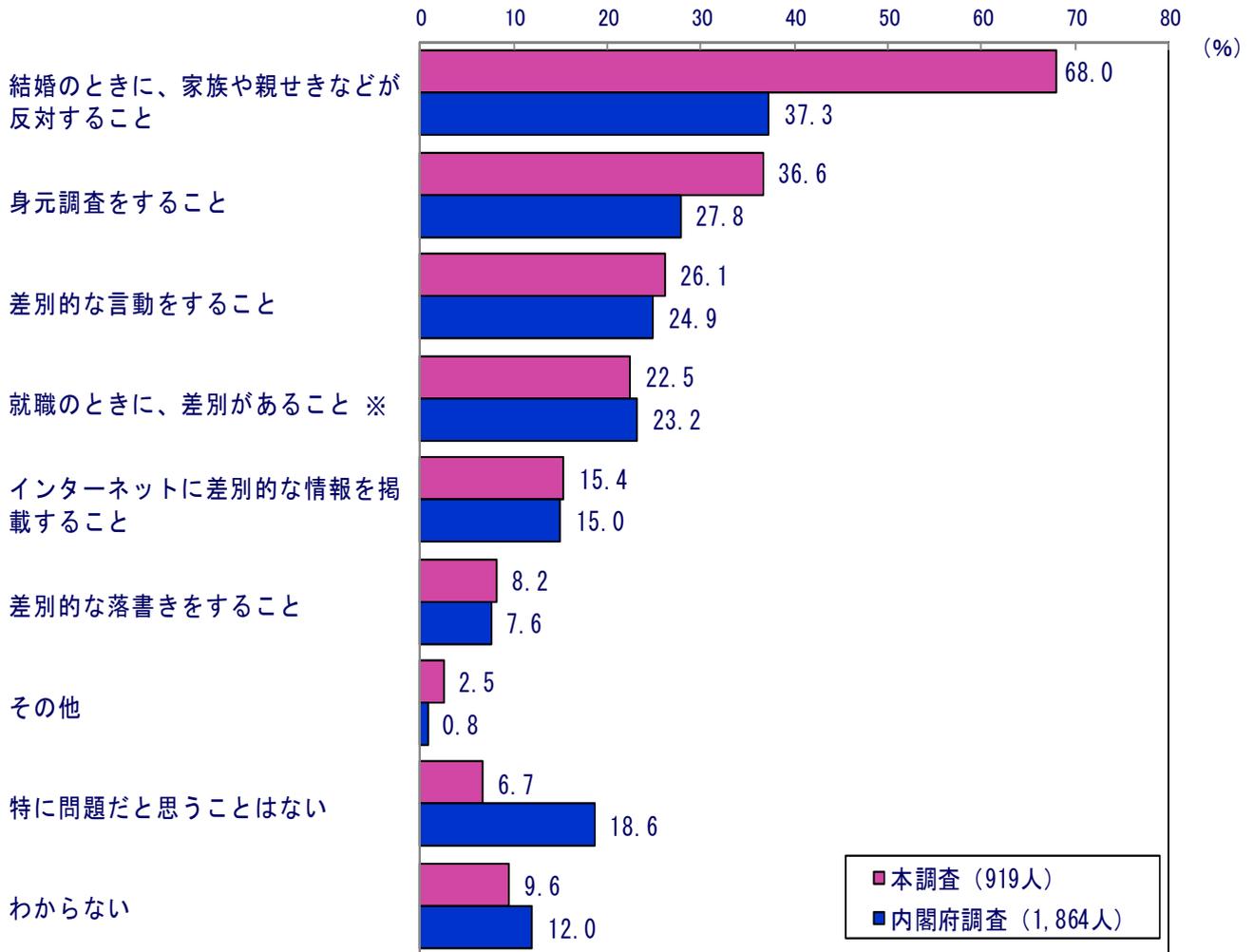
- ※1 平成 23 年の調査では、「結婚問題で周囲が反対すること」という設問となっていた。
 ※2 平成 23 年の調査では、「家(住宅)を買ったり借りたりするときに同和地区を避けること」という選択肢はなかったため、0%となっている。
 ※3 平成 23 年の調査では、「就職・職場で不当な扱いをすること」という設問となっていた。

参考：全国調査との比較

内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年）

『Q10SQ あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。』（付属する設問で、同和問題について、「知っている」と答えた人のみ回答）

*内閣府調査結果が無回答を除く割合となっているため、本調査での結果も同様に無回答を除いた割合として比較した。

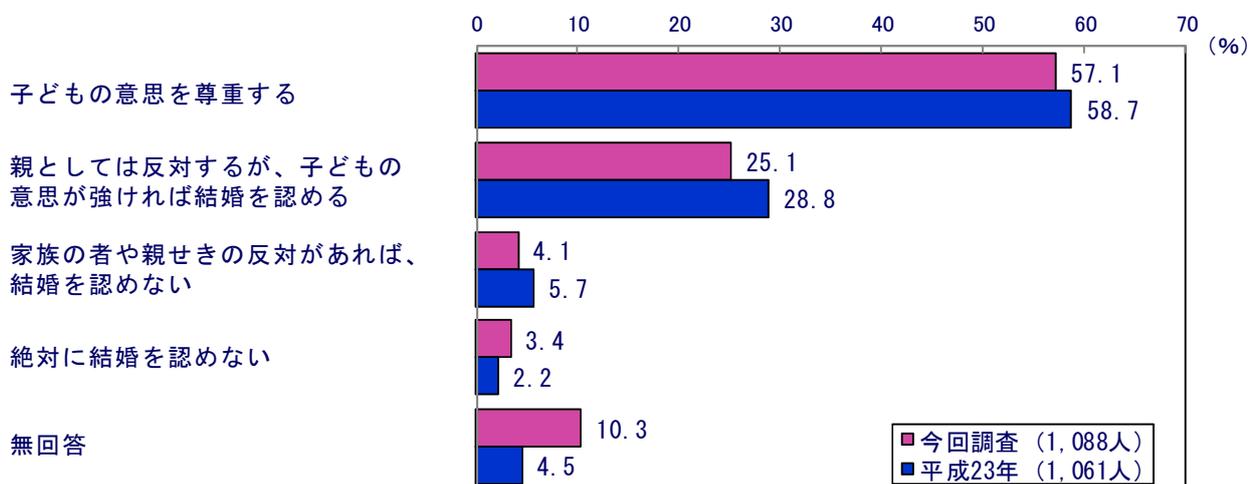
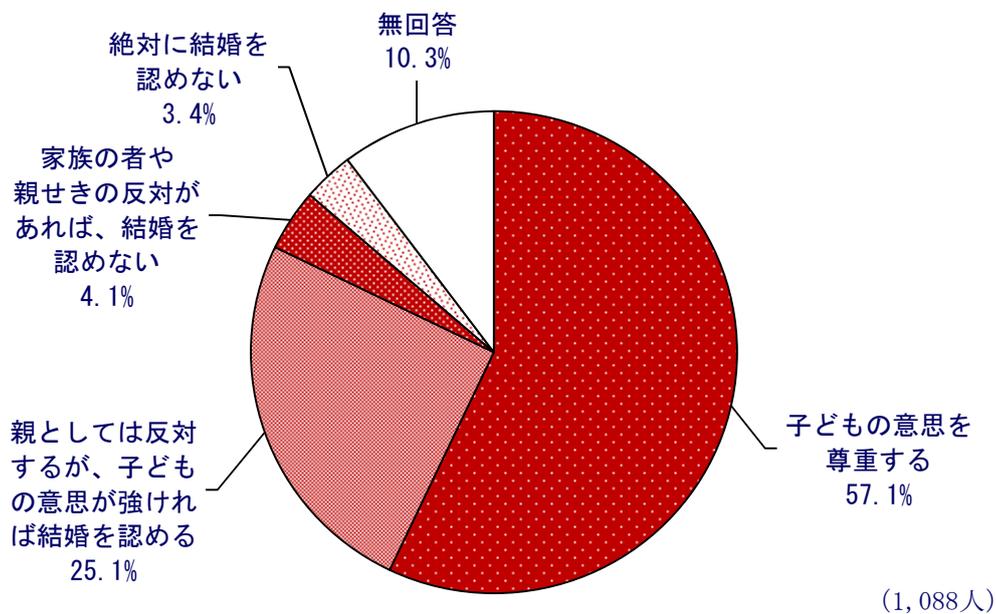


※ 内閣府調査では、「就職・職場で不利な扱いを受けること (23.2%)」という設問となっていた。

3. 子どもの同和地区出身者との結婚

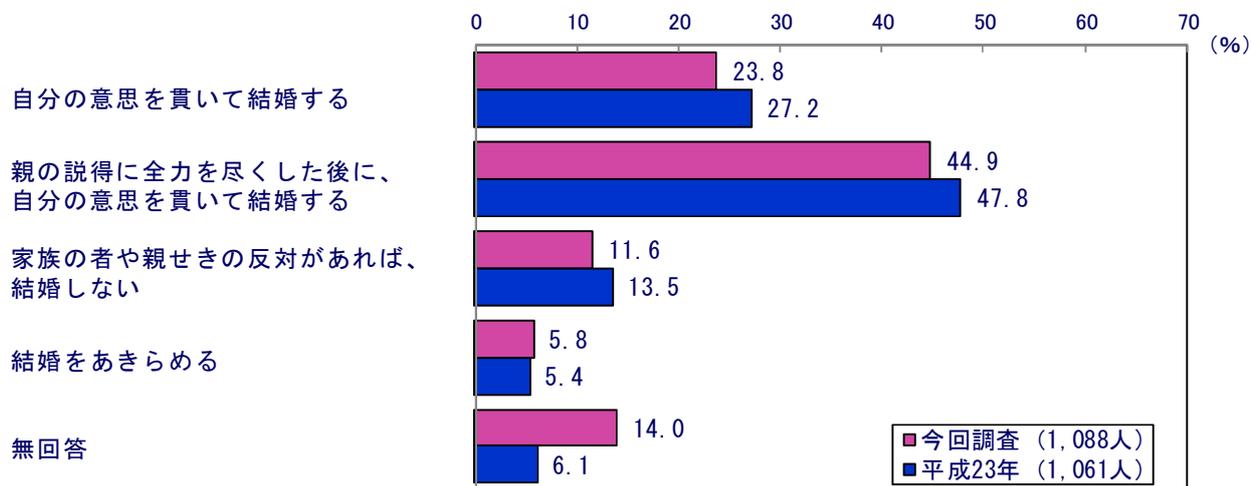
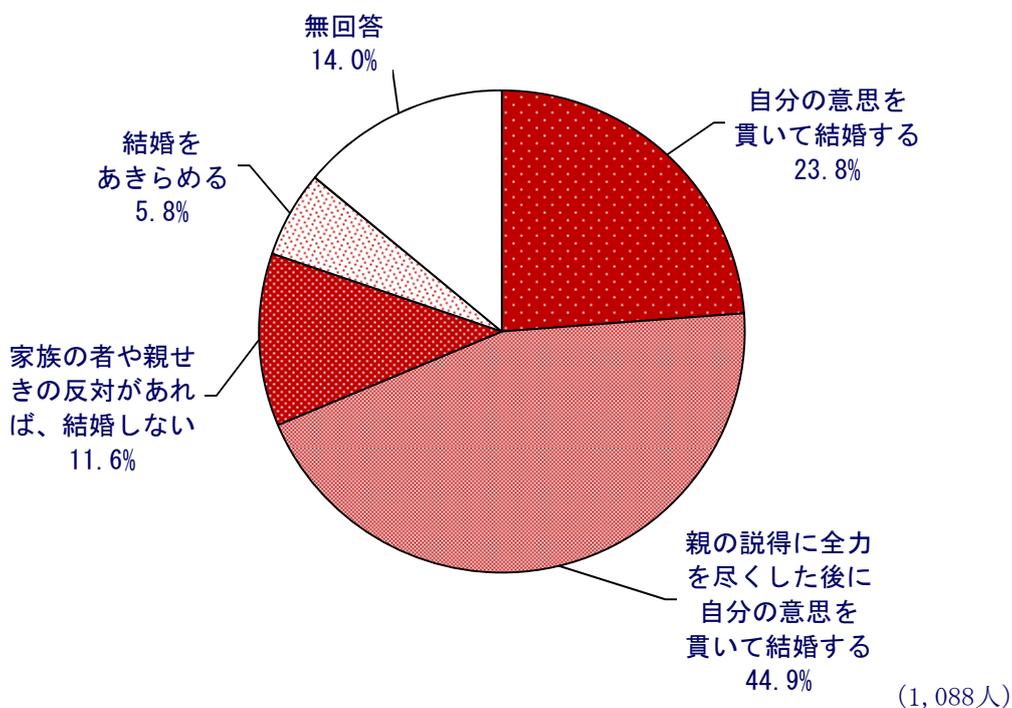
問 14. 結婚についておたずねします。【(1) (2) ともにお答えください】

(1) 仮に、あなたのお子さんが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、あなたはどのようにしますか。(〇は1つ)



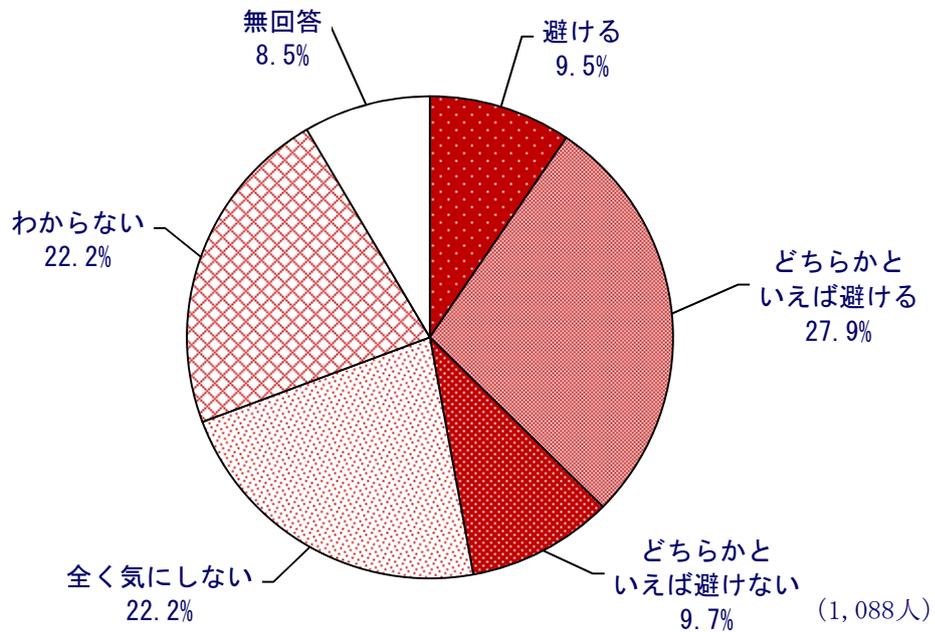
4. 同和地区出身者との結婚

(2) 仮に、あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親せきから強い反対を受けた場合、あなたはどのようにしますか。(〇は1つ)



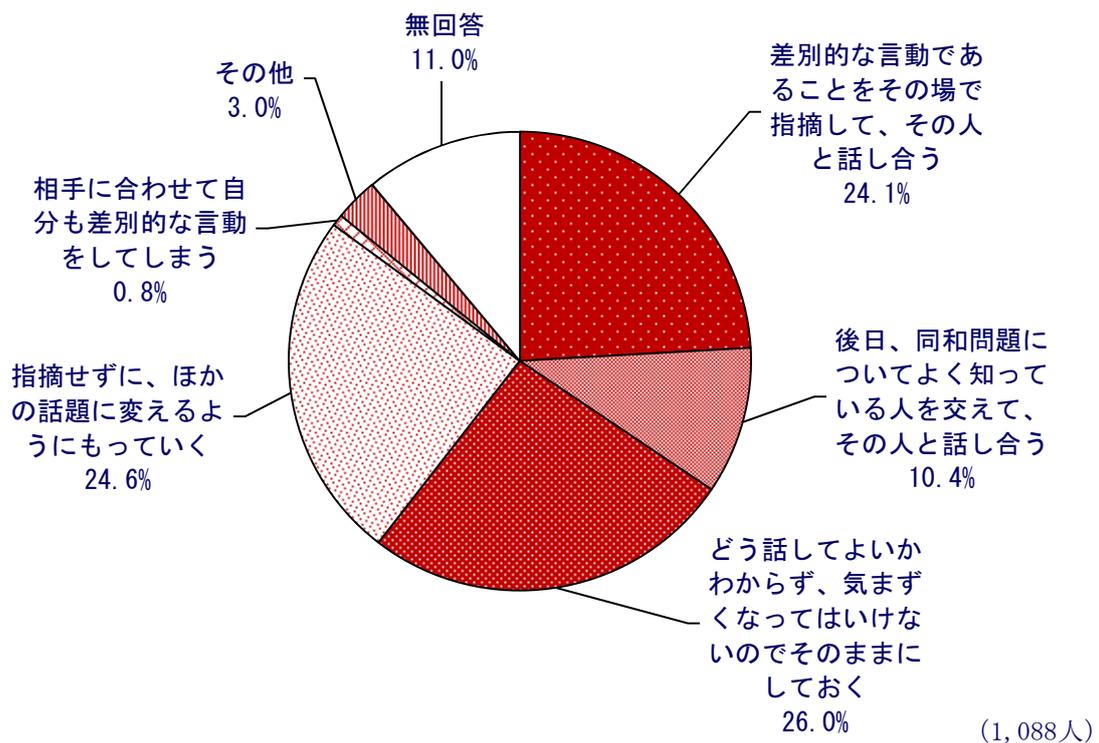
5. 同和地区にある家（住宅）の購入

問 15. 仮に、あなたが家（住宅）を購入しようとした際に、価格や立地条件などが希望にあっても、その物件が同和地区にあるとわかったら、あなたはどのようにしますか。（○は1つ）



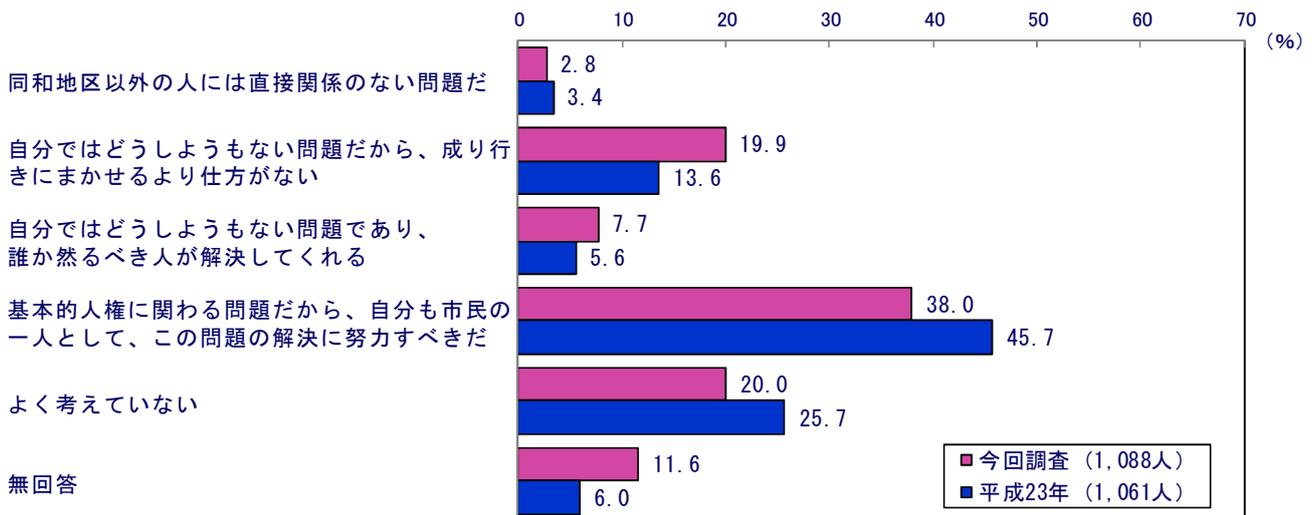
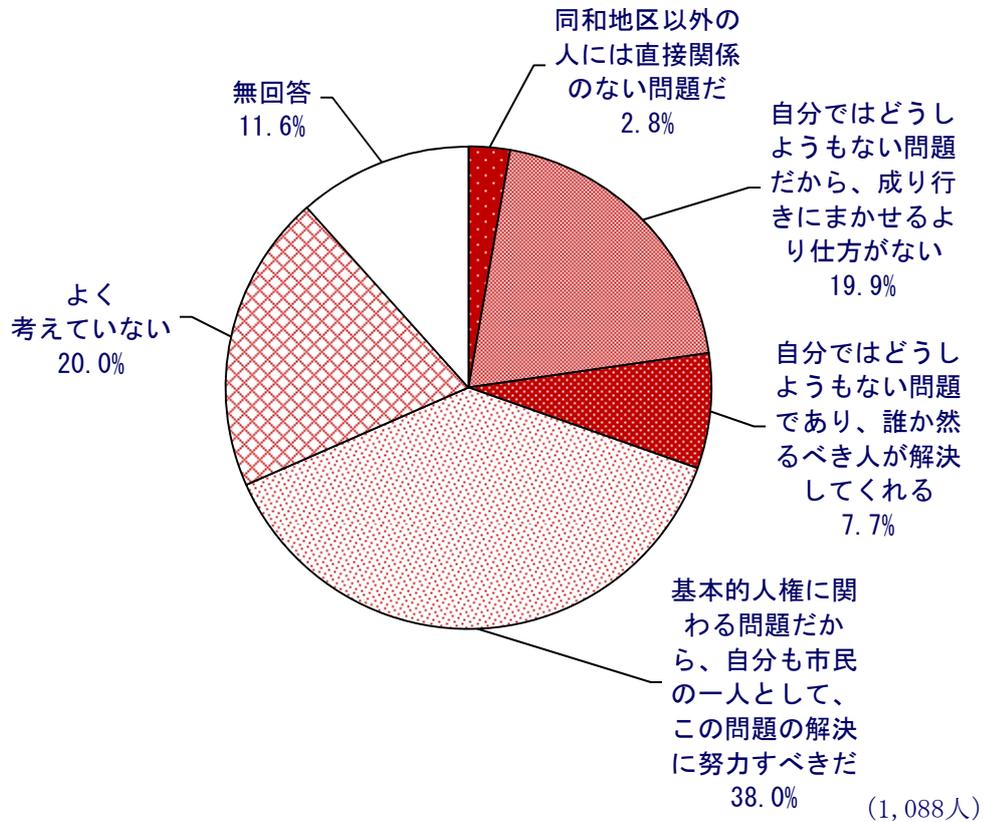
6. 身近な人が差別的な言動をしたときの対応

問 16. あなたの身近な人が、同和地区の人に対する差別的な言動をしたとしたら、あなたはどのようにしますか。（○は1つ）



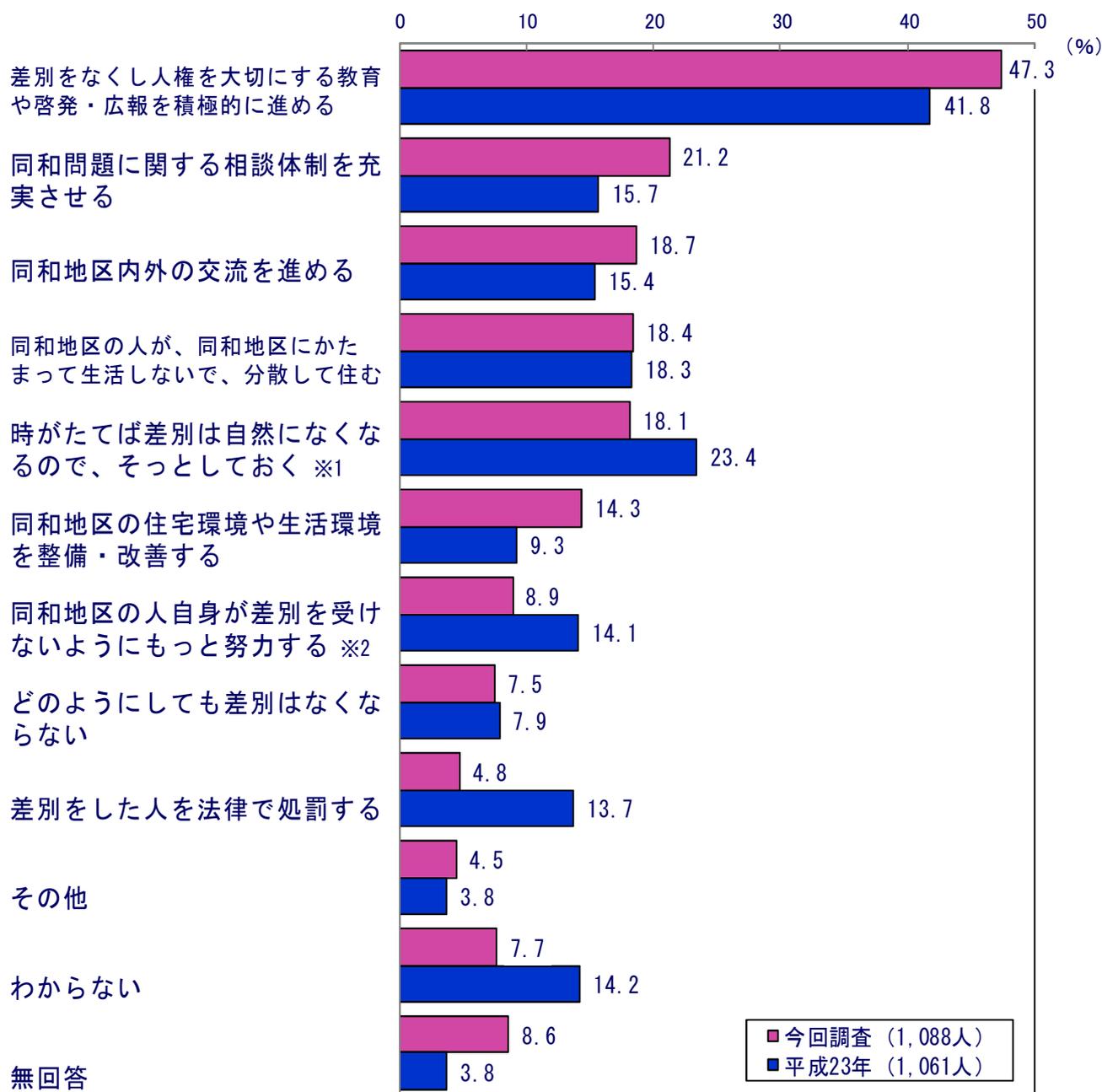
7. 同和問題の解決に対する考え

問 17. 同和問題の解決に対するあなたの考えはどうか。(〇は1つ)



8. 同和問題の解決に必要なこと

問 18. 同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。(〇はいくつでも)



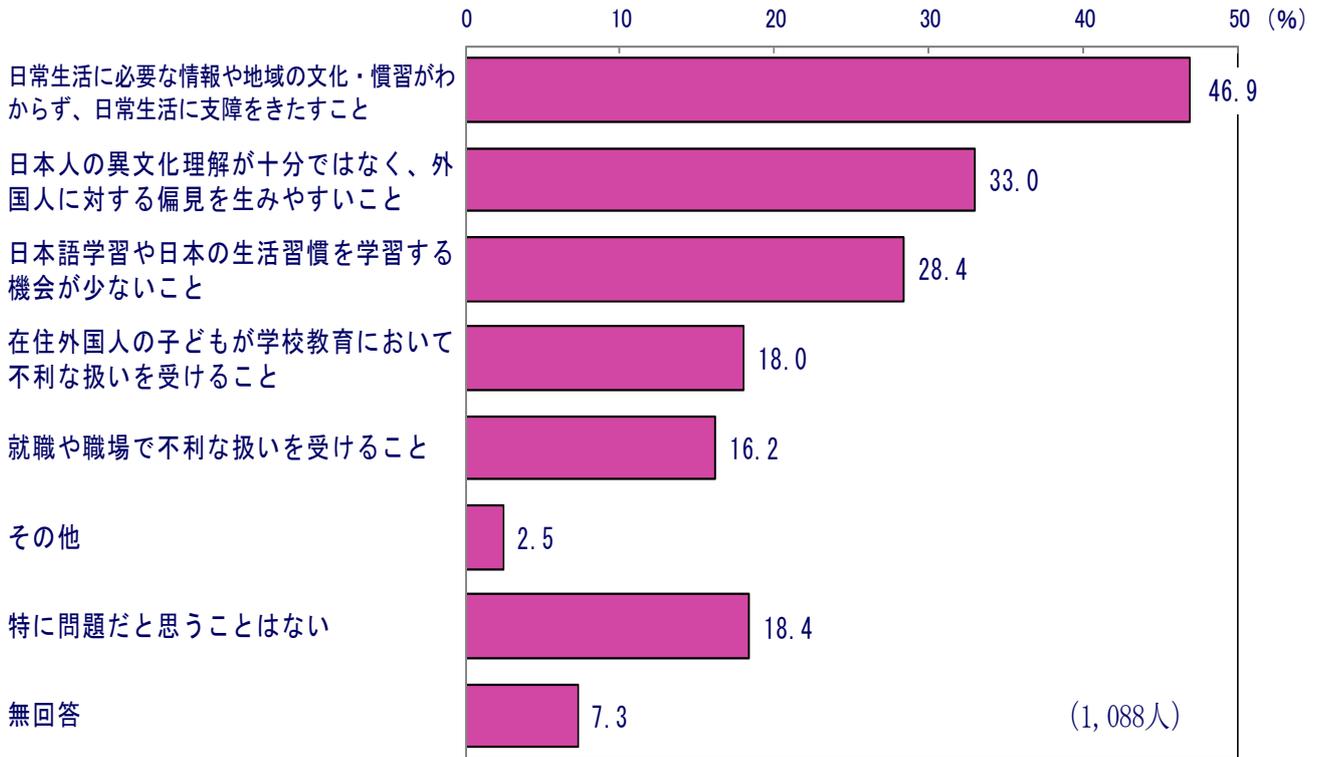
※1 平成 23 年の調査では、「同和問題のことなど口に出さないで、そっとしておけば、そのうち差別は自然になくなる (23.4%)」という設問となっていた。

※2 平成 23 年の調査では、「同和地区の人自身が、差別に負けないで、行政や同和地区以外の人に積極的に働きかけていく (14.1%)」という設問となっていた。

9 外国人の人権について

1. 外国人に関する人権上の問題

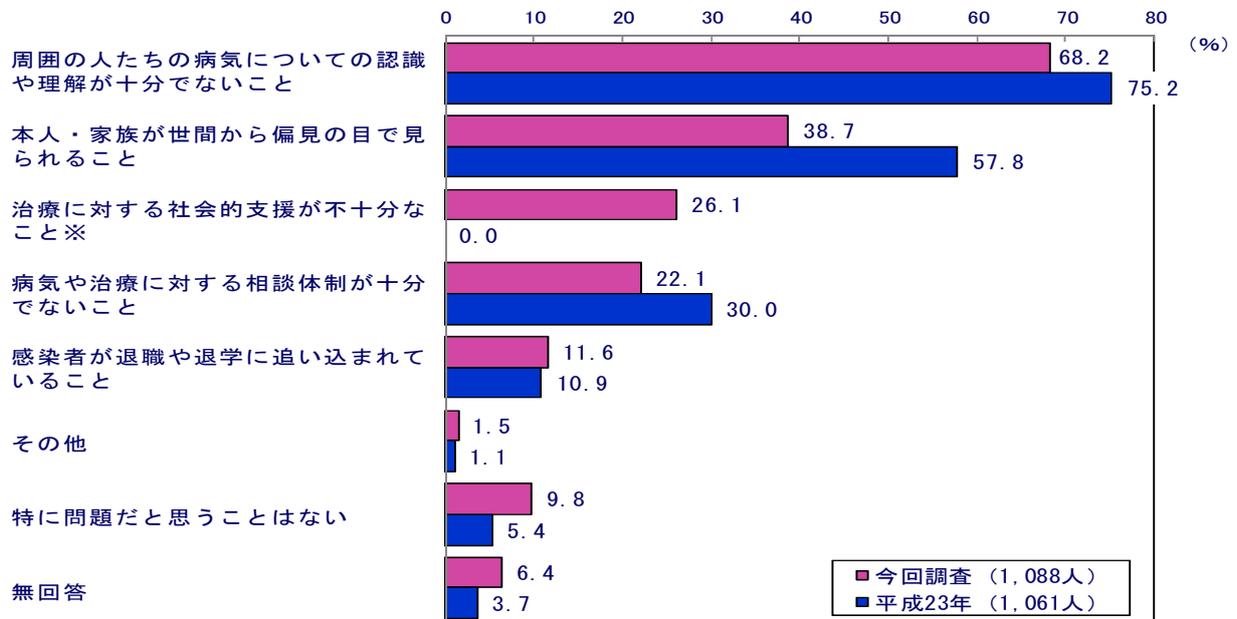
問 19. 日本で生活する外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも)



10 患者及び感染者等の人権について

1. HIV(エイズの原因ウイルス)感染者及び肝炎ウイルス感染者等に関する人権上の問題

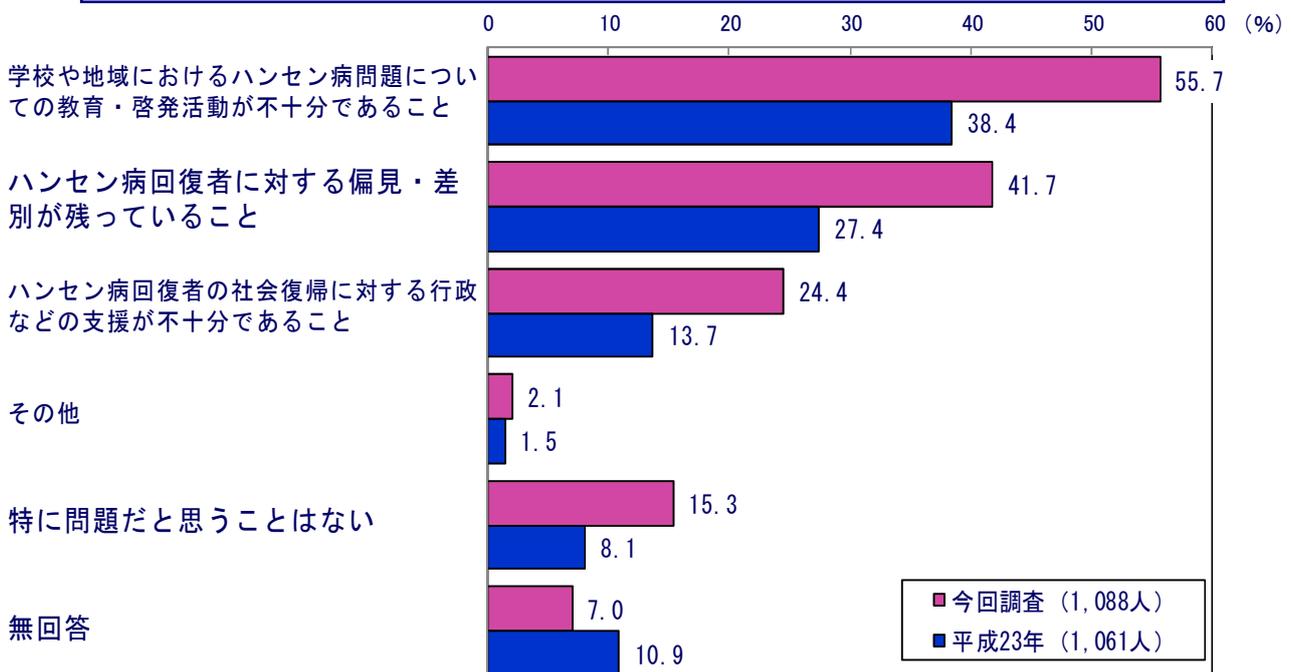
問 20. HIV（エイズの原因ウイルス）感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（〇はいくつでも）



※ 平成23年の調査では、「治療に対する社会的支援が不十分なこと」という選択肢はなかったため、0%となっている。

2. ハンセン病回復者に関する人権上の問題

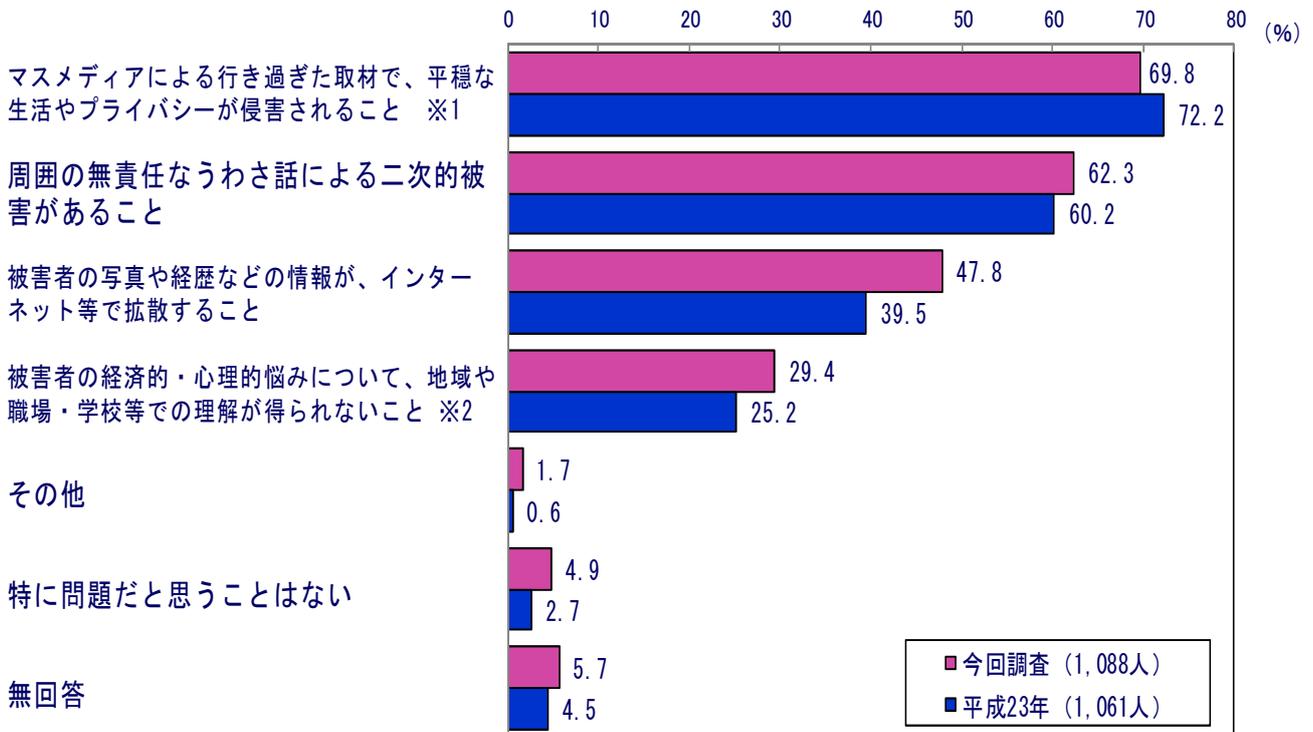
問 21. ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（〇はいくつでも）



11 犯罪被害者とその家族の人権について

1. 犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題

問 22. 犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇はいくつでも)



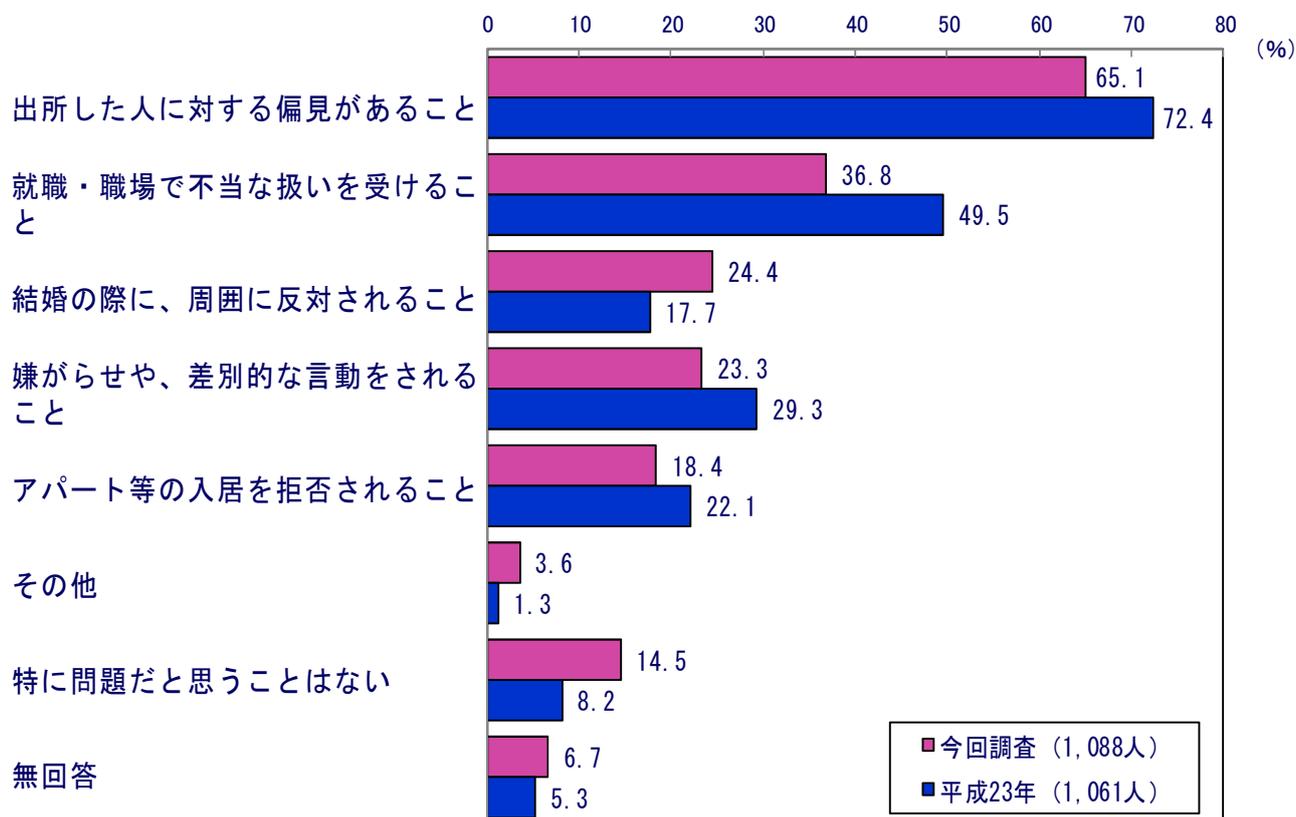
※1 平成 23 年の調査では、「マスメディアによる行き過ぎた取材で、平穏な生活ができなくなること (72.2%)」という設問となっていた。

※2 平成 23 年の調査では、「被害者の苦しみについて、地域や職場・学校での理解が得られないこと (25.2%)」という設問となっていた。

12 刑を終えて出所した人の人権について

1. 刑を終えて出所した人に関する人権上の問題

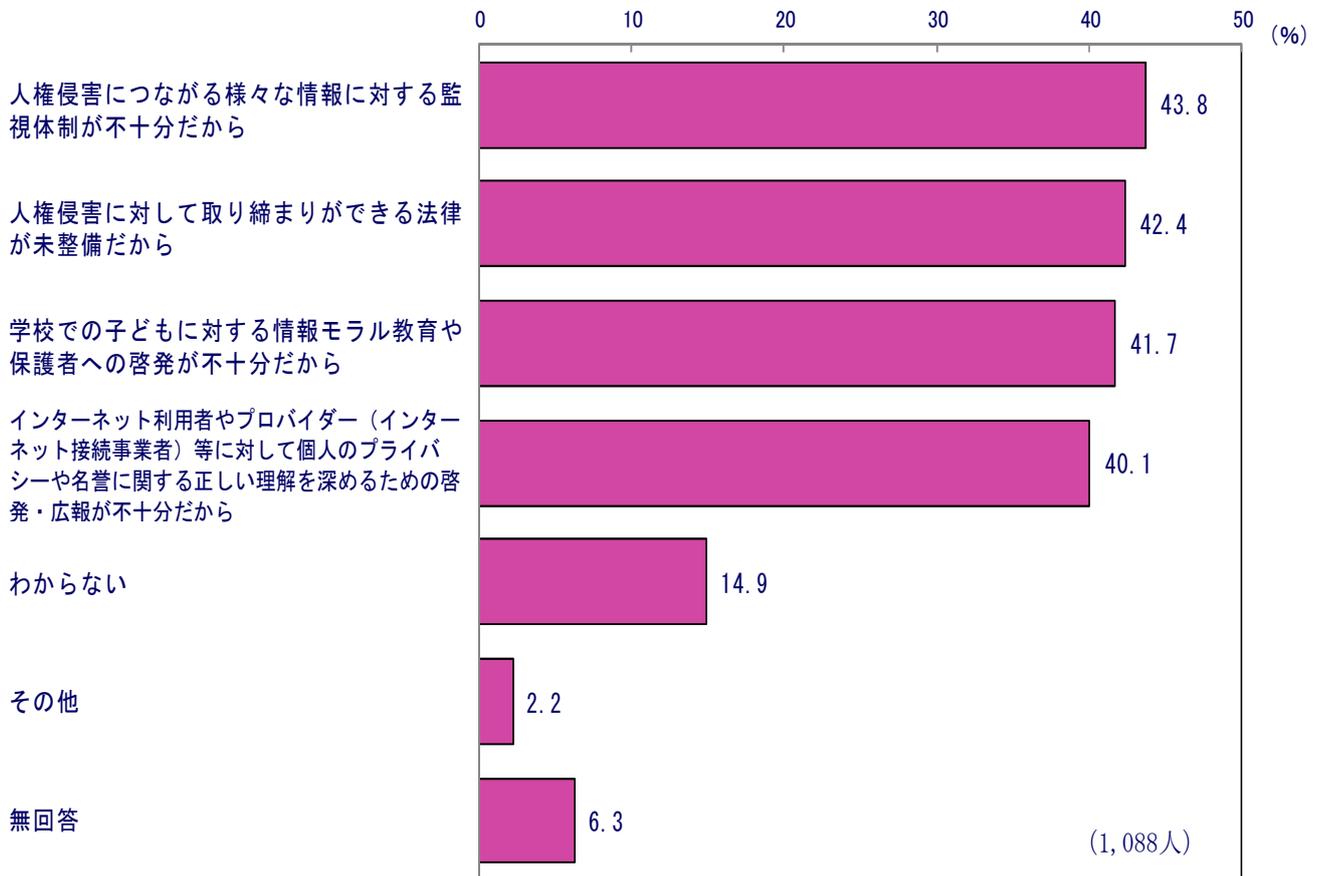
問 23. 刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも)



13 インターネットによる人権侵害について

1. インターネットによる人権侵害が起こっている原因

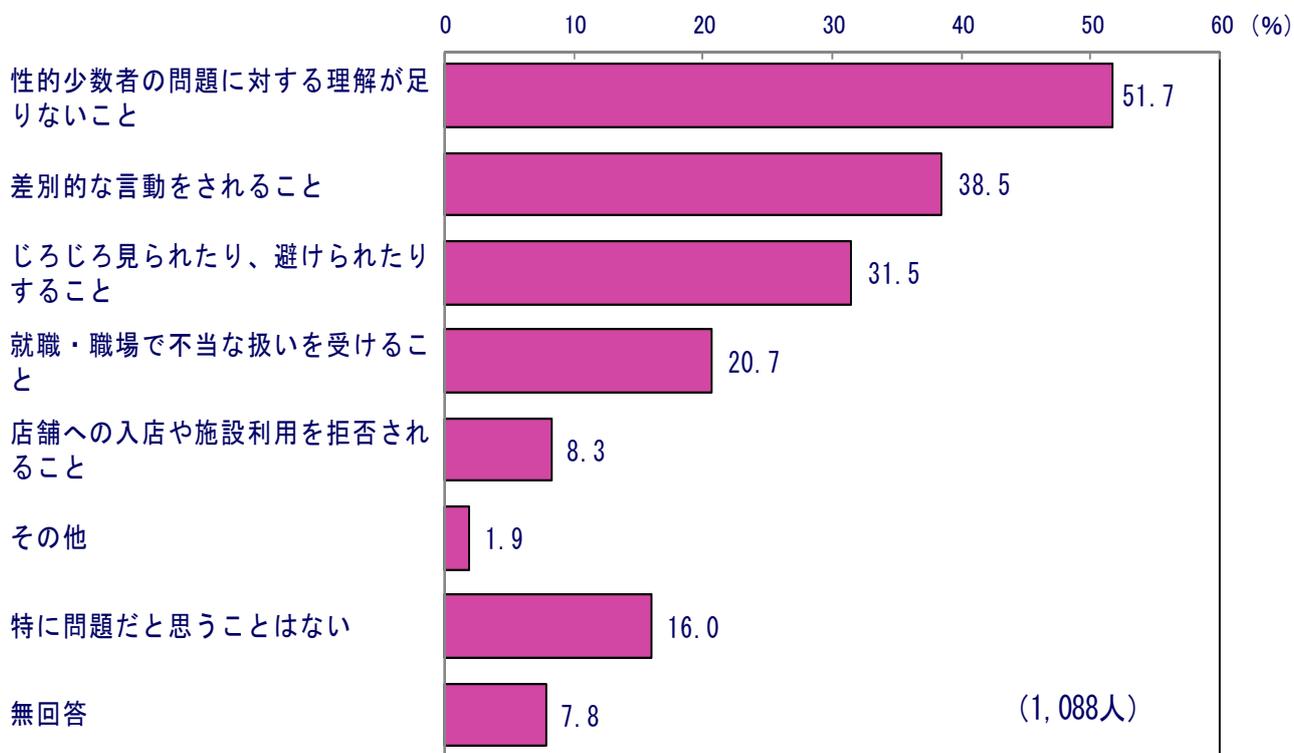
問 24. インターネットによる人権侵害が起こっている原因は何だと思えますか。
(〇はいくつでも)



14 性的少数者(同性愛、性同一性障がいなど)の人権について

1. 性的少数者(同性愛、性同一性障がいなど)に関する人権上の問題

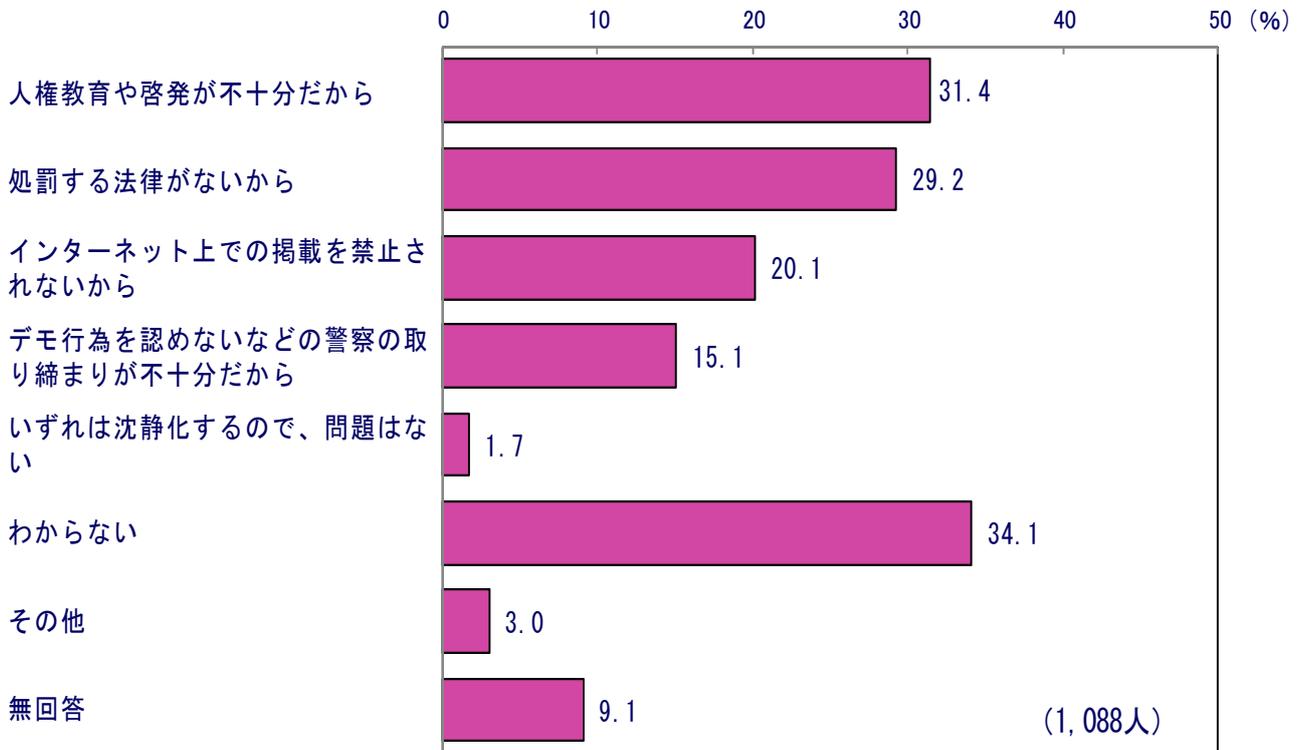
問 25. 性的少数者(同性愛、性同一性障がいなど)の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇はいくつでも)



15 ヘイトスピーチについて

1. ヘイトスピーチがなくなる原因

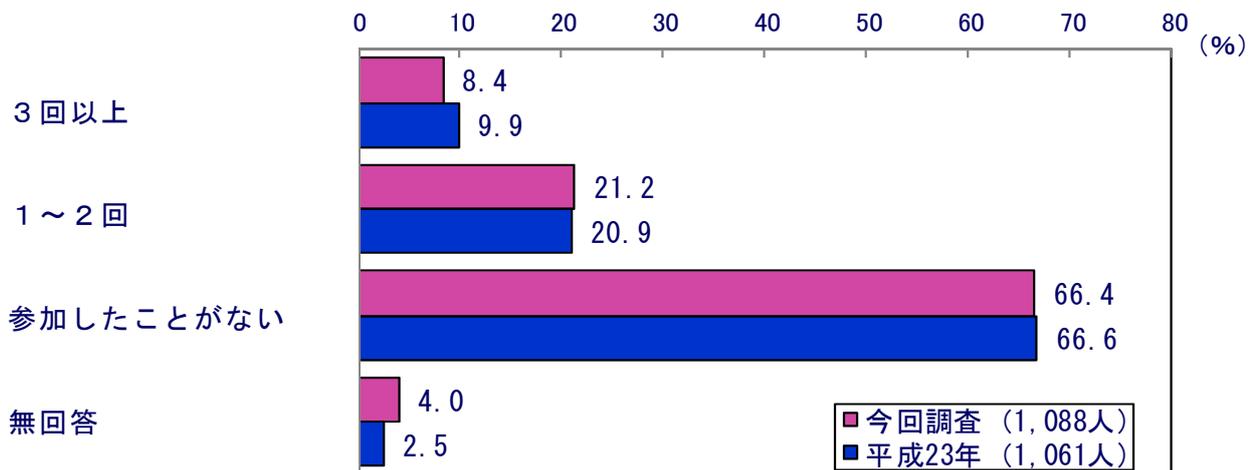
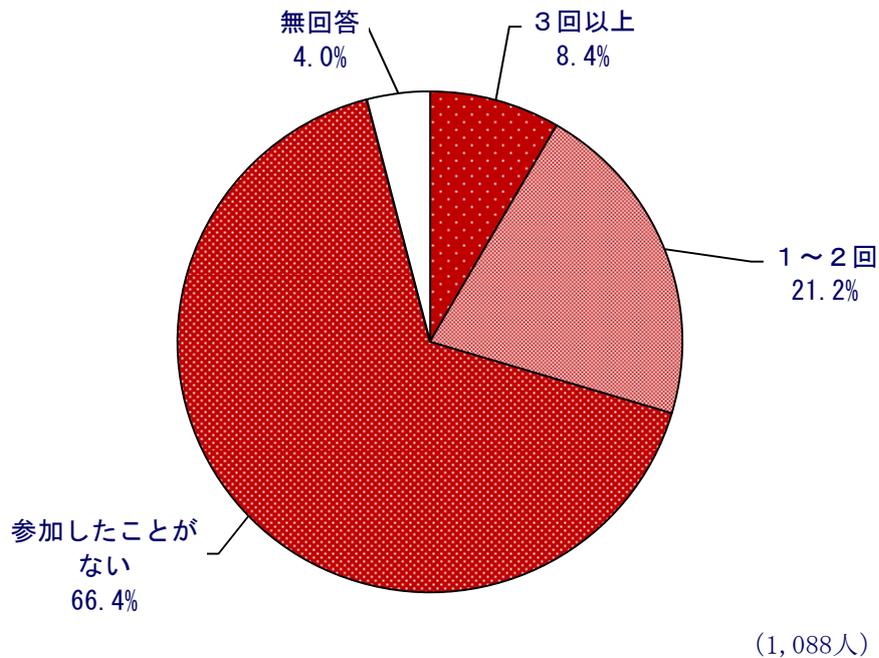
問 26. ヘイトスピーチがなくなるのは、何が問題だと思いますか。
(〇はいくつでも)



16 研修の参加状況について

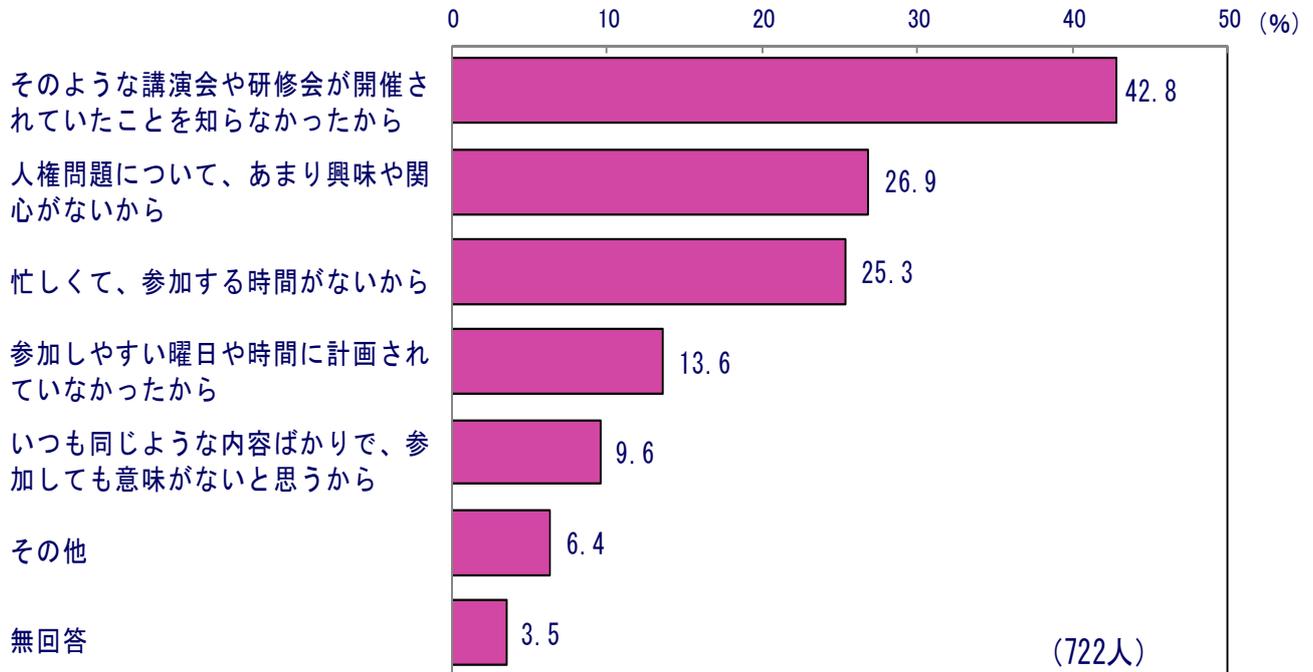
1. 過去3年間における研修会等の参加回数

問 27. あなたは、過去3年くらいの間に、人権問題に関する講演会や研修会に、何回くらい参加しましたか。(〇は1つ)



2. 参加しなかった理由

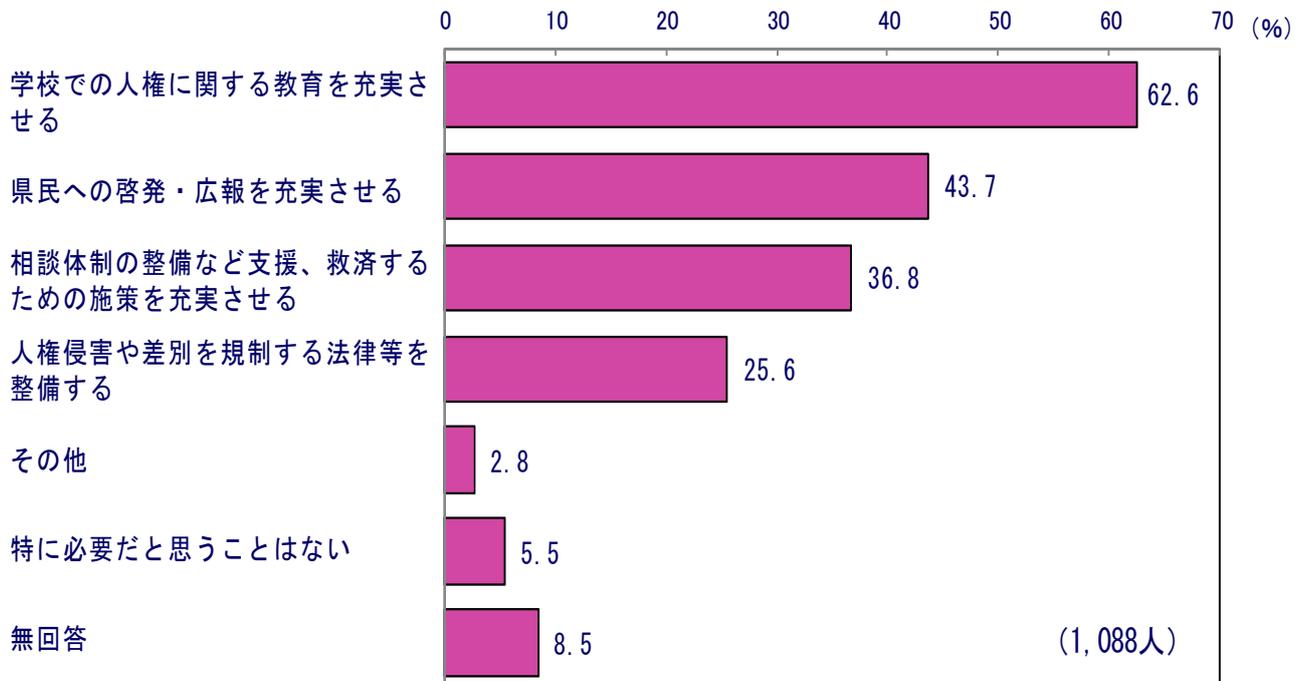
問 27 の 2. 問 27 で「参加したことがない」を選ばれた方におたずねします。
参加されなかった理由は何ですか。(〇はいくつでも)



17 人権が尊重される社会に向けての取組みについて

1. 人権が尊重される社会に向けた行政の取組み

問 28. 人権が尊重される社会を実現するために、行政の施策として、特にどのような取組みが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)



島根県人権問題県民意識調査報告書 概要版

平成29年3月

発行 島根県環境生活部人権同和対策課

住所 〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

電話 0852-22-6476